

文教福祉常任委員会会議録

〔令和4年6月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程及び追加資料

令和4年6月14日(火) 会場:第1委員会室

時間	案件		所管課	ページ
10:00	所管事務報告	新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者への食糧・生活物資支援について	保護課	3
	所管事務報告	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業実績報告について(令和3年度実施分)	生活福祉課	8
	所管事務調査	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく市の取り組みについて	生活福祉課	14
	所管事務調査	放課後等デイサービスの実情と課題について	生活福祉課	17
	所管事務報告	待機児童の状況について	保育児童課	23
	所管事務報告	新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種について	健康推進課	33
	所管事務調査	産後ケア事業の現状と近隣市の現状について	子育て支援課	36
	所管事務調査	子育てガイドブック2022について	子育て支援課	40
	所管事務報告	地域包括ケアシステムについて	高齢者支援課	44
	所管事務報告	令和3年度学校給食費納付率について	学校給食課	53
	所管事務報告	令和3年度学校給食残菜率について	学校給食課	60
	所管事務報告	令和3年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和4年度筑紫野市教育振興基本計画について	教育政策課	62
	所管事務調査	市立小中学校の教諭等の配置状況について	学校教育課	65
	所管事務調査	各学校のICT教育における取り組み状況について	学校教育課	70
	所管事務調査	不登校児童生徒の現状と対策について	学校教育課	72

令和4年第3回（6月）筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和4年6月14日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山本 加奈子	副委員長	城 健 二
委員	上村 和 男	委員	赤 司 泰 一
委員	阿部 靖 男	委員	平 嶋 正 一
委員	前田 倫 宏		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（6名）

議員	波多江 祐 介	議員	八 尋 一 男
議員	辻 本 美惠子	議員	段 下 季一郎
議員	西村 和 子	議員	宮 崎 吉 弘

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（24名）

健康福祉部長	森 へつ子	健康推進課長	安 樂 鉄 平
健康企画担当係長	毛 利 早 希	子育て支援課長	岡 嶋 桐 子
子育て支援担当係長	佐 藤 武 朗	母子児童担当係長	森 田 薫
保育児童課長	嘉 村 千 穂	保育児童担当係長	末 吉 裕美子
生活福祉課長	坂 田 浩 章	地域福祉担当係長	小 山 誠 二
障がい福祉担当係長	永 田 新太郎	保 護 課 長	中 島 友 子
保護1担当係長	菅 本 貴 之	保護2担当係長	藤 本 光 信
高齢者支援課長	古 田 浩 明	高齢者支援課長補佐	真 鍋 美香子
教育部長	長 澤 龍 彦	教育政策課長	吉 開 和 子
庶務担当係長	山 内 徳 章	学校教育課長	高 木 美智子
学校教育担当係長	城 塚 晶	教育指導担当係長	石 川 純 快

学校給食課長 倉掛伸夫

共同調理場担当係長 田中宏一郎

○出席事務局職員（3名）

局長 嵯峨栄二

課長 大久保泰輔

主事 井形光介

開会 午前10時00分

○委員長（山本加奈子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

続きまして、傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、6名の議員が委員会の傍聴に出席してありますので、先に報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出があつております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の案内をしてください。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて発言してくださいますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用してくださいますようお願い申し上げます。

また、今定例会より、委員会会議録はホームページに掲載されますので、お知らせいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

初めに、所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者への食糧・生活物資支援について、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） おはようございます。健康福祉部長をしております森と申します。

皆様には、日頃より本市の福祉行政全般にわたり御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。本日は所管事務報告5件、所管事務調査4件を御審議いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

保護課より説明をさせていただきます職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保護課長（中島友子君） おはようございます。保護課で課長をしております中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） おはようございます。同じく保護1担当係長をしております菅本です。よろしく願いいたします。

○保護2担当係長（藤本光信君） おはようございます。保護課保護2担当係長をしております藤本と申します。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしく願いします。

○委員長（山本加奈子君） では、よろしく願いします。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） では、御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び自宅待機者への食糧・生活物資支援について報告します。

資料については14ページ、一番最後のページになります。

この事業については、新型コロナウイルス感染症対策の市独自事業の一つとして、令和3年6月で補正予算を計上し、開始しました。

対象者は、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養を指示された人、または濃厚接触者で自宅待機をする人で、食糧や日用品の調達に困窮し、親族からの支援を受けることができない人に、無料で食糧や日用品の物資を支援するものでございます。

事業開始から今年の5月までの延べ件数は、483件となっております。

資料に月別件数の推移及び累計の件数をグラフ化させていただいております。

事業開始当時は第5波の収束期で、また県において6月から陽性者の感染者に対する食糧支援を開始しており、落ち着いた状態で推移しておりました。今年に入り、第6波の影響で1月から支援対象者が増え始め、保護課職員総動員で配送と買い出しの対応に当たり

ました。2月の支援件数は169件となり、この期間につきましては、健康福祉部内の応援を受けながら対応したところでございます。

周知方法としましては、市の公式ホームページには掲載していますが、感染者等の人権を保護する観点から、感染者あるいは濃厚接触者と判定した保健所または医療機関から対象者にこの事業を紹介してもらっているところでございます。

相談申請は電話及び電子メールで受けており、待機期間、家族構成や年代、家電製品の有無、必要物資などを聞き取り、買い出しから玄関先までの配達を行っております。申請から配達まで、対象者と対面することはございません。

支援物資の一例として資料に掲載しているところですが、聞き取りの中で柔軟に対応しているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 周知方法についてなんですけれども、保健所、医療機関も事業の紹介をしていただいています、市のほうもよくLINEのアカウントから感染者状況だとかも適宜配信されている状況で、そういったものも紐づけして一緒に、こういったのを知っていただく取組としては、より多くの人に利用していただくため、知っていただくためには、ホームページ以外にそういったのも活用するべきではないかなと思うんですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） おっしゃっているとおりかもしれませんが、市としてはホームページの中で、開いたらこの支援が一番最初に出てくるような形で皆様に御周知はさせていただいているところが現状でございます、あと、この話自体は、筑紫医師会からこの支援についての話が来たところもございますので、感染者については病院と、保健所についても必ず陽性者については保健所からの電話がありますので、そこで必ず必要な方には、市とか県の食糧支援がありますので、それを支援するように周知をしているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） このサービスを利用するのは自宅療養者、自宅待機者となった方で、個人情報的な観点から御利用を控えられる方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、市の状況としまして、これまでの感染状況の推移とこの利用者数の差というものはやっぱり生じていると思うんですけども、その差についてどのように分析といいますか、できるだけ利用していただくための取組としてどのように考えられているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 前田委員が言われているとおりのことも保護課の中で考えさせていただきました。今、市内の陽性者というのは8,000人強でこちらを利用されているのが483件というのは、8,000人というのが分母にはならないと思っているのですが、実際、先ほど説明の中にもありましたが、この食糧支援というのは、ストックされて必要ではなかった方もいらっしゃると思いますし、高齢者施設でクラスターとか発生した方というのも対象にはならないのかなと思っています。実際、私の知り合いとかにも、小さい子どもさんがいらっしゃる家族とかにも、この支援があることも、そして使ってみたらという話をさせていただいたこともあるんですが、いや、自分は濃厚接触者だから、夜中とか24時間の買い物が、最低の生活の支援を自分で濃厚接触者はしていいという状況でございましたので、夜中に買い物に行ったり、人になるべく会わないような形で自分で調達していたという話も聞いていますので、そのような形で利用されて、この支援は必要ではないと思われた世帯もいらっしゃるのではないかなと分析したところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） これは申請しないといけないという感じなんですよ。そうすると、中には生活保護と一緒に、行政の支援は受けたくない——受けたくないと言うと語弊がありますがけれども、やっぱり世間体だ何だということがあって、なかなか手を挙げない方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そういう場合に、だから、感染した、そして自宅待機している方にどういうふうにアプローチをされているか。要するに、行政から待機している家庭に電話することはできないんでしょう。連絡がないからですね。そうしたら、やっぱりお医者さんとか病院、それから保健所からの連絡なんですけれども、実際にあった例ですが、そういう案内を受けないで家族4人が感染して、食べる物がなかったんですけども、たまたま連れ合いさんの実家が近くだったから差し入れをしてもら

って、それで、感染が良くなってからいろいろ話を聞くと、そういう制度があるんだということを聞いたと。筑紫野市はないんですかと聞かれたので、ありますよと言ったんですけども、さっき前田議員がおっしゃったように、なかなか周知ができていない部分が多々あったみたいなんですね。その辺ももう少し何かいい方法はないのかなと思うんですけど。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） おっしゃるとおりだと思っておりますが、こちらで誰が陽性になったというのは全くつかむことができませんので、やはり一番、病院を受けられたりとか、必ず保健所が陽性者にはお電話で聞き取りをされてますので、その中でこの周知をしていただくようお願いしているところでございますので、再度その周知を徹底させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 申請すればどなたでもオーケーなんですか。一つの基準みたいなのはありますか。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 基準というのはございませんで、陽性者と言われた場合は、基本的に県がされてますので、県の支援を受けているかどうかを聞いたり、県については日用品の支援はされていませんで、日用品の支援が必要かどうかを聞かせていただいています。濃厚接触者については、何人いらっしゃるのかとか家族構成とか電化製品の有無とかそういうのを聞いて、必要な支援をさせていただいているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。

すみません、じゃあ最後に私から一言。今、皆さん言われてたんですけど、市民の方からは、実際に活用された方はすごく助かったという声を聞いております。たくさんの方で対応していただいて、本当にありがたい事業だとは思っております。ただ、今、前田委員と阿部委員が言われたように、やっぱり私も知らなかった人がいらっしゃって、ほかから支援を受けた人からそれを聞いて、ああ、知っておけばよかったという声をいただいたところですので、チラシを庁舎に置いたりとか、いろんな方の目につけるようにとか、前田委員が言われたように、LINEもぜひ、今登録者数も増えていますので、そういうので少しでも漏れがないようにしていただければと思いましたので、できれば御検討よろしく

お願いいたします。

ほかよろしいですかね。副委員長。

○副委員長（城 健二君） すみません、ちょっとお尋ねします。この支援件数452件プラス、再支援件数31件とあるんですが、この再支援件数というのは、要は、支援物資が消費してしまってなくなったからまたお願いしますみたいな感じの再支援になるんですか。それともほかに何か。

○委員長（山本加奈子君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） そういうケースもございますが、途中で濃厚接触者が陽性者になって期間が伸びたとかいうことで、最初は10日分とか2週間分を渡していたんですが、陽性になってまた10日と伸びますので、再申請、再申請とされた方が何ケースかございます。

○委員長（山本加奈子君） では、よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では、執行部入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

○保護課長（中島友子君） ありがとうございました。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業実績報告について、執行部から報告をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課長の坂田と申します。よろしくをお願いいたします。

○地域福祉担当係長（小山誠二君） 生活福祉課地域福祉担当係長をやらせていただいて

おります小山と申します。よろしく申し上げます。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本加奈子君） では、お願ひします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） それでは、生活福祉課で実施をしております非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業につきまして、実績報告をさせていただきます。

なお、本事業は令和4年9月30日まで継続する予定となっており、さらに、今定例会初日におきまして、令和4年度非課税世帯への追加支援の補正予算について議決をいただいたところでございます。したがって、今回の実績報告の内容につきましては、令和3年度実績分のみ報告となりますので、御承知お願ひいたします。

資料は7ページとなります。よろしくお願ひいたします。

まず、事業の概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対しまして、1世帯当たり10万円の現金を給付するものでございます。

次に、対象者でございます。要件は二つございまして、一つは非課税世帯。全ての世帯員が令和3年度分の住民税均等割が課税されていない方で構成されている世帯の世帯主を対象としております。なお、これらの方々につきましては、市より振込先口座情報を記載した確認書を送付し、返送され次第、支給決定をしているところでございます。

二つ目は、家計急変世帯。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主を対象としており、これらは減収の内容を証明する資料を添付の上、申請をする必要があります。審査の結果、認められれば給付の対象となり、9月30日まで申請受付をしているところでございます。

次に、令和3年度における給付の実績です。

まず、非課税世帯についてですが、確認書発送件数は1万702世帯、うち確認書返送のあった世帯数が9,663世帯、給付決定を行った世帯数は9,612世帯となっております。給付の辞退をした世帯数が50世帯。結果、給付率は90.2%、給付額は9億6,120万円となっております。

次に、家計急変世帯についてですが、申請世帯数は59世帯、窓口において書類審査を行った上で申請受付をしておりますので、給付決定世帯数は同数の59世帯となります。給付額は590万円となっております。

二つの要件における給付の総額、すなわち令和3年度における合計給付額は9億6,710万円となっております。

なお、本事業の財源は全額、国庫補助金で賄われております。令和3年度の給付額確定に伴い生じた国庫補助金返還金1億2,948万円につきましては、6月補正予算に返還金として計上をしているところです。

以上で実績報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 事業は9月まで続くわけですから、今からもまた確認書が返ってくると思うんですが、3年度時点で1,039名の方が返還してないんですよね。その分については何か対策を考えておられますか。

それともう1点は、辞退された方の理由とかが分かればお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいまお尋ねの件ですけれども、今回確認書を発送させていただきました世帯数が1万702世帯ということで御報告をさせていただいております。行政のほうで確認をして発送をさせていただいておりますが、実際、制度としましては、課税された世帯に扶養されている世帯については対象とはなりません。あと、筑紫野市におきましては大学の寮とかもございます。そういった学生寮とかにつきましては、住民票上、単身世帯で非課税というケースも多くございますので、そういった方々につきましては、要件を満たしていないということで確認書の返送をされていない方が多分にいらっしゃるのではないかと見込んでおります。

一応私どもとしましては、確認書の返送が落ち着いた時点で、返送されていない世帯につきましては、全部の世帯に対しまして、ダイレクトメールで確認書の返送をお忘れではありませんかということで周知はさせていただいているところでございます。

それから、2点目の辞退の世帯数でございますけれども、確認書の様式の中に、今回の給付金につきましては辞退しますという欄がございます。そのチェックボックスにチェッ

クを入れている方につきましては給付の対象としないわけですが、ただ、やり方としまして、誤ってチェックを入れている可能性もございますので、そこにチェックを入れて送られてきた方々につきましては、直接連絡を取りまして、息子さん夫婦に扶養されているとか、そういった形で要件を満たしてないので辞退しているんですよという形で、間違いがないかどうか御本人さんに確認をさせていただいた上で給付辞退という取扱いをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。上村委員。

○委員（上村和男君） 昨日、総務で家計急変世帯の給付決定世帯が59で、予定したところというか、桁違いに少なくなっていることについて質疑があっていましたので、答えるのが財政課長なものですから、分かるような分からないような感じになるので、直接所管したところが今日お出でなので、この差はなぜですかということだけ答えていただけますか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今回の給付金の支給事業の中で私どもとしても一番の悩みどころと申しますか、悩んだ部分というのが、この家計急変世帯をどれぐらいの世帯数で見込むかというところでございます。正直、私どもとしましては、こういったコロナウイルスの影響によって非課税世帯と同等の状況にあるという世帯数がどれぐらいあるかというバックデータがございませんので、なかなか見込みづらいところがございまして、最終的にどうしたかと申しますと、令和2年度に実施をされましたひとり親世帯臨時特別給付金の事業の給付実績におきまして、家計急変世帯の割合が全国ベースで7%であったというふうな情報提供が国のほうからなされましたので、私どもとしましては、筑紫野市の課税世帯の7%ということで見込んで、これが2,500世帯になるわけですが、その世帯数に見合う金額を予算要求させていただいたというのが実情でございます。

ただ、実際に現場におきまして、いろんな対応をしていく中で、例えば給料が下がっているんですということで、通帳の写し等を持って相談に見えられた方は多数おられますけれども、いろいろお話を聞く中で、世帯員全員が非課税レベルでないと給付の対象にならない制度となっておりますので、いろいろ確認する中で、同居している息子さん、娘さんが実は課税であったということで対象にならないということで断念された方も多数おられます、そういった意味で、私どもが課税世帯の7%と見込んでおりましたが、現実的

にはなかなか現実と乖離した試算になってしまったのではないかとこのところ、反省をしているところでございます。

それから、これは二つの要件があると思います。もう一つの見方としては、周知の方法です。家計急変につきまして、広報誌ですとかホームページ、あとはSNS、あと家計急変世帯という性質を考えまして、保護課の窓口でありますとか、社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金の窓口でありますとか、あとは七つのコミセン、そういったところに数々パンフレットを設置させていただいて、周知啓発を努めさせていただいたところですが、そこが完全にまだ行き届いていない部分というのも多分にあるのだろうと自覚をしているところでございます。

今回、初日で議決をいただいたところですが、家計急変世帯につきましては、要件から見ると、今年度、非課税に落ちるはずの世帯という考え方もできますので、国のほうが積極支給ということで今回打ち出してございまして、令和4年度に新たに非課税になる世帯につきましても同様に給付をする方針を出して、補正予算の議決もいただいたところでございますので、今年度につきましても改めまして、今まで周知していた部分に含めまして、民生委員さんたちにも資料を配付して、地域のほうで周知をしていただくということ、あとはハローワーク等も活用しながら、周知の方法の拡充に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。上村委員。

○委員（上村和男君） 分かったような気もしないでもないですが、59世帯というのはあまりにも少な過ぎるので、本当にちゃんと対象者に伝わったのかどうかですね。急変世帯というのは申請がないとできないでしょう。だから、今流行っている詐欺のようなことが、申請をお手伝いしますと行って、ばっとやられたんですかね。そうすると、うちには詐欺集団がいなかったのに59ぐらいで済んでるのか。それとも、本当に行き渡っていない結果ならば、もう少し本当に今年はきちんとしますというふうにしないと、せつかくのこの事業があまり効果を、それも周知啓発が十分でなかったのかというふうになると、誰が責任を取るんですかという話になるので、この59世帯は周知が徹底できなかった結果ではまだない、よく分かりませんというところですね。今度4年度はもうちょっといろいろやってみますということですかね。そういうふうにしていただかないと、周知徹底できなかった結果となると、誰が責任を取るんだという話になりかねませんので、よろしくお願

いします。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいま議員から御指摘のとおりだろうと思います。私どもの見込みの数値と現実との乖離の部分もありますでしょうし、周知徹底が至らなかった部分というのも多分にあるかと思しますので、今回、令和4年度、追加支援ということになっておりますので、これは非課税世帯とはいいまして、あくまで令和3年度から引き続けている家計急変世帯へのプッシュ型での積極支給というふうに捉えておりますので、周知の方法を拡充いたしまして努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） では、ほかに。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、非課税世帯に関して令和3年度の実績なんですけれども、この令和4年度に関してもまた対象となる非課税世帯に対して確認書発送を検討されているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） はい、令和4年度、新たに非課税になる世帯に対しましては、令和3年度と同様に、以前、振り込みがあった実績に基づいて、振込先を印字した確認書を直接お送りをしておりましたので、同様の確認書を令和4年度の非課税世帯についてお送りをさせていただきます。

ただ、注意していただきたいのは、今回の制度につきましては、給付は1回きりでございますので、令和3年度で受給されてある方については対象にはなりませんし、家計急変世帯で一度受け取られてある世帯につきましても、対象にはなりませんので、その点につきましても周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 周知の方法なんですけれども、先ほど広報やホームページ、SNSというふうにおっしゃってましたけれども、このSNSというのは具体的にどのようなことで発信しているのか、また、1回きりなのか。今回、令和4年9月30日まで申請可能というのであれば、この家計急変世帯が把握もしづらいという状況から、適宜、毎月1回でも周知するような取組も必要ではないかなと思うんですけれども、今後のSNSの活用についてお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 具体的にはSNSにつきましては、ツイッター、フェイスブック、LINE、その3種類を実施しております。頻度につきましては、毎月するかどうかというのはまた検討してまいりますけれども、今回、家計急変世帯に対する周知の意味も含めまして、9月30日までということでリミットがありますので、なるだけ複数回やっていきたいと考えております。

非課税世帯につきましては、前年度と同様、確認書を直接お送りいたしますので、その部分で十分周知は行き届くのではないかと理解をしております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では、続きまして、所管事務調査、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく市の取組について、執行部から報告をお願いいたします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） では、続きまして、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく市の取組について、御説明をさせていただきます。

資料は8ページになります。

まず、医療的ケア児の位置づけについてですが、日常的に人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを受けることが必要な児童を指しております。自力で歩行できる状態から寝たきりの重度心身障がい児まで状態は様々でございますが、生きていくためには医療的ケアが不可欠なお子様のことを指しております。

全国では、在宅の医療的ケア児は約2万人と推定されておきまして、本市におきましても、福祉サービスの利用実績等から10人を把握しております。

次に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律についてでございます。

令和3年9月18日に施行されました本法律は、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加に対応するため定められたものとなっております。医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援すること、医療的ケア児と保護者の意志を最大限に尊重した施策など、五つの基本理念を含め、医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにする内容となっております。

最後に、本法律の施行を受けまして、現在の支援措置、取組の状況でございます。

まず、福岡県におきまして、令和4年4月から、福岡県医療的ケア児支援センターが開設されております。本センターは、さきの法律に規定された施設であり、医療的ケア児とその家族からの相談へのワンストップ対応及び緊急時における一時預かりや在宅移行支援を実施するものとなっております。

また、本市におきましても、令和4年3月から、医療的ケア児コーディネーターを障がい者福祉担当に配置をしております。養成研修を終了した保健師を配置することで、電話や窓口における相談支援と、県支援センターとの連携を担っているところとなっております。

また、本法律の関連ではございませんが、令和4年1月から、日常生活用具費支給事業におきまして、対象品目に医療用バッテリーを追加し、医療的ケア児の在宅生活と災害避難時の支援を行っているところでございます。

今後も本法律の趣旨に鑑み、関係機関との連携と適切な支援に努めてまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この医療的ケア児の支援については、今、所管は生活福祉課で担当しておられるようではございますけれども、これはやっぱり医療それから教育、これは本格的に取り組まないといけないと思うのですが、どのように考えておられますか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課におきましては、ただいま御説明しましたとおり、医療的ケア児コーディネーターということで専門職を配置という形で相談支援については対応してまいりますが、今、御指摘のとおり、学校部門ですとか教育関係、そういったところとの連携も必要になってくると思いますので、併せてそういった多方面への普及啓発も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 高齢者の方々については、在宅、デイサービス、いろいろなサービスがあるんですけれども、この医療的ケア児については、例えば訪問でのサービスとかいうことは福祉として考えておられませんか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 福祉サービスの中に、保育所等訪問支援のサービス等もございますので、そういった制度の活用等を啓発していきたいと、利用に結びつけられるように支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） コーディネーターさんを配置したって、人数は何人ですか。

○委員長（山本加奈子君） 課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 障がい者福祉担当に配置しております保健師1名となっております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） その1名の方が、おおむね把握しているこの10人の方についての支援を行うということによろしいんですか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 現状、担当の取組としましてはコーディネーター1人です。コーディネーターとあとはその他の職員が連携しながらという形になってくると考えております。あと、県が支援センターを設けておりますので、そこの連携というのも想定をしております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 本市の取組で、令和4年1月より日常生活用具費支給事業において医療用バッテリーを追加されたということなんですけれども、この10人が対象となって、そのうちのどれぐらいが利用されているのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 医療用バッテリーの支給につきましては、現時点で申請が2件ということになっております。この10人把握している方々につきましては、この医療用バッテリーが必要かどうかというのも、個々の事情により異なってきますので、例えば電動式の痰吸引器とかそういったものをお使いの方については適合するバッテリーがあるかと思いますが、そこはちょっと個々の状況にもよるかと思っておりますので、決してこれが

10分の2になるかどうかというのは確認はしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。ないですかね。

じゃあ、すみません、1個だけ。基幹相談支援センターとかが筑紫野市のほうも相談ができるようになってますけれども、そこと、医療的ケア児コーディネーターを令和4年3月に配置したというところは、同じになるんですかね。別物ですか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今、御指摘の障がい者基幹相談支援センターと申しますのは、決して医療的ケア児に特化したものではなくて、日常生活も含めて、重度の方でありますとか、困難案件の対処を行うための相談センターという位置づけになっておりますので、その関係性がイコールという形にはなってはおりません。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。ホームページで私もいろいろ調べてたんですけど、この福岡県医療的ケア児支援センターというのは、県のホームページにはあるけど、市のホームページからは飛ばないんですね。だから、福岡県のホームページでは、ガイドブックとかいうのも出ますし、今、市は10人ということで、10人の方は皆さんこのガイドブックはお持ちだとは思いますが、その辺がもう少し分かりやすく周知ができれば、ほかの方もいろんな仕組みを知ることができていいのかなと思ったんですけど、その辺はどうでしょうか。

坂田課長、すみません。

○生活福祉課長（坂田浩章君） おっしゃるとおり、現時点では対象者は限られた人数となっておりますので、私どもとしましても、個々の状況の差はあろうかと思えますけれども、制度の普及啓発につきましては、把握している限りにおいて集中的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、ありがとうございます。質疑を打ち切ります。

引き続き、所管事務調査、放課後等デイサービスの実情と課題について、執行部のほうから報告をお願いいたします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 引き続きまして、放課後等デイサービスの実情と課題について御説明をさせていただきます。

資料は9ページとなります。

まず、放課後等デイサービスについてですが、就学中の障がい児に授業終了後や学校休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行うものとなっております。障がい児通所支援事業における療育を目的とした福祉サービスの一つとなっております。

次に、本市における放課後等デイサービスの実情について御説明をいたします。

過去5か年度における実績をまとめさせていただいております。

まず、市内事業所の数ですが、平成29年度の14か所から令和3年度の22か所と、5か年間で8事業所増加しております。なお、放課後等デイサービス事業所の設置につきましては県の認可となっておりますが、事業所の乱立によるサービスの質の低下を防ぐ観点から、市町村からの意見書の添付が義務づけられておりまして、毎年度ごとの利用見込み数を試算の上、計画的な開設を促しているところでございます。

次に、実利用者数についてです。行政や医療機関による早期療育の推進によりまして、利用者は年々増加しております。平成29年度の209人に対しまして、令和3年度は433人と、5か年間で2倍強となっております。利用者の大多数は発達障がいもしくはその傾向のある児童であり、学校スタッフの勧めにより、相談に来庁され、サービス利用につながるケースも増えているところとなっております。

次に、扶助費の推移です。各事業所から毎月のサービス提供実績に基づき、事業報酬の請求がなされておりますので、市において請求内容の審査を行い、報酬の支払いを行っております。財源となる扶助費につきましても、利用者の増加に伴い増加しております。なお、予算の財源内訳としましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっております。

最後に、今後の課題についてです。現状のとおり、事業所及び利用者数の増加に伴いまして、本来の療育目的ではない利用申込が増加している傾向がございます。単に仕事をすするため子どもを預けたいといった、いわゆる預かり保育的利用が増加することは、真に療育が必要な児童への支援の妨げにもなりますので、令和3年度より利用手続の際には医療機関等からの診断書や意見書の提出を求めることといたしております。今後も利用条件を明確にすることで、サービス利用の適性化に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 学校現場における特別支援学級の子どもさんとの連携と申しますか、関係はどのようにつないでおられますか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 学校関係につきましては、スクールカウンセラーとこちらの障がい者福祉の相談員等の連携ですとか、会議の場で情報提供、連携を図るような形を取っております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） 22か所あるとなっておりますが、ここに対する支援というか、指導というか、そういうのは市としてはなくて、県がやってるといふふうに理解しておけばよいですか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今のお尋ねの件ですが、助成金とかそういった部分での支援ということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員、マイク、すみません。

○委員（上村和男君） 平たく言ってしまいますと、事業所の乱立によりサービス低下を防ぐためになって、どんどん潰れた経過もあるでしょう。その時期もあったので、そういうことを防いで、安定的に経営してもらって、そして子どもたちが安心して通えるデイサービス事業になるようにすることが、行政の指導であったり、役目だと思うんですよ。必死になってやってるやつは経営しろというふうにはほったらかしたら、一番犠牲になるのは子どもたちでしょう。だから、事業者を指導したり支援したりしてうまくやっていけるようにするのが行政の務めだから、市は何の関与もないんですか。補助金をやってるだけですか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 市のほうからお支払いしているのは、先ほど御説明しました、いわゆる利用実績に基づいた事業報酬をお支払いしているということでございます。あとは筑紫地区で自立支援協議会という協議会組織を設けております。その中で相談

支援部会といひまして、市内一円の各事業所と行政とをつなぐ、そういう協議の場というのも設けておりますので、そういった中で、その時点時点で問題点がありましたら、互いの立場を越えて協議するといった形は取っております。

市のほうからは事業報酬しか出しておりませんが、例えば新たに事業所を開設したいといった場合につきましては、県のほうが認可権者でございますので、県のほうで補助制度がございます。ただ、この県の補助制度につきましては、手続に時間を要すること、それからまた設置のスケジュールを県のスキームに合わせる必要があるということで制約がありますので、現状としましては比較的規模が小さいこういった放課後等デイサービスにつきましては、補助の適用の実績は今のところないということになっております。

事業所数ですが、今回お示しした資料によりますと、ずっと右肩上がりに増えてきているという状況がございまして、他市では一時的に減っている時期もあったようですが、筑紫野市におきましては、今のところはそういった途中で放課後等デイサービスが閉所したりとかいう例は、ほぼない状況になっているところが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今後の課題ということで、利用者が学童保育的なそういったあれに使っているという御指摘を書いているらっしゃるんですけど、その事業所が持つ療育目的とか、これはどこがチェックするわけですか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 基本的には認可権者である県ということになりますけれども、県のほうで定期的な監査を行っておりますので、必要に応じて市のほうもそこに同席をして指導を行うという形となっております。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 最近、事業者の中でも、逆に、療育を目的とした内容でなくて、例えばゲームをさせたりとか、そういった本来放課後等デイサービスが持つ目的とか離れた事業内容が指摘されている部分もあるので、筑紫野市は相談所があるでしょう。そこが結局、放課後等と連携を取って多分話をされていると思うんですよね。そういった情報の把握というのは、どこが取って。県が権者というか、認可を下ろしているから、県の責任になるんだろうと思うけど、そういった情報のあれないと、今後やっぱり子どもたちはどこの事業所を選ぶか、当然、民間であるから競合があつて然りとは思いますが、やっ

ぱりそういうところのチェックというか、情報の共有というか、何というんですかね、そういうのはどうされるんだろうかなと思っているんですけど。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今、御指摘の内容ですが、なかなか難しいところはあるかと思います。サービスの質の問題、内容ですね。極端な話、虐待事案等の報告があれば私どもすぐに事業所に行ってヒアリング、聞き取り等をするわけなんですけど、なかなかサービスの内容、質の問題になってきますと、保護者からそういった話が例えばあったとしても、事業所へ直接出向いて行って聞き取ったからといって、その話がそのまま出てくるかというとなかなか難しい部分もございます。あとは、事業所の紹介につきましては、私どもの窓口では、あくまで民間事業所ですので、ここがいいですよ、ここは駄目ですよという話は一切しておりません。そこはサービスの業態に応じた一覧表を提示しまして、そこからの選択につきましては、相談支援事業所のコーディネートにお任せしているという部分がございますので、ちょっと踏み込みづらいところは実際にあるのが事実でございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もう少しね、療育を目的とした福祉サービスの一つですというふうに説明になったけど、そうなっているところとなっていないところと。なっているところは、結構通っている学校の先生たちとの行き来や連携もあるのかなと。情報交換もあって、保護者とも会ってという。療育を目的としていたら、そういう連携は当たり前なんですよ。なしにはできないんですよ。そういうことを市役所としてだんだん保障したりしていかないと、どうなってるのと聞いたときに、ちゃんとやってますと。ちゃんとやってるというのはどういうことなのと聞かなければならなくなるので、そのところは少なくとも市がきちんと把握をしておくか、あるいは旧筑紫の範囲で行っている研修のような、あるいは共同の機関のようなものの中で、県や市が入って一緒に勉強しながらきちんとしておくという体制をつくらないと、実情はどうなっていますかと言うと、目的は療育を目的とした福祉サービスの一つであるようになっていまして。そんなことじゃなくて中身はどうなっているのかと言ったら、それは私的企業ですから私どもは入る余地がないんですよとなると、そういうところにどうして補助金を出しているのかとなるでしょう。

だから、やっぱりちゃんと事業者の人とも相談をして、そういう目的に沿うように頑張

って下さいねって、支援が必要なところは何ですかと聞くぐらいのあれがあったほうがいいのかもしれない。

特別支援学級が増えていきますから、放課後デイサービスも増えていくであろうということとはもう想像できるでしょう。そうすると、ここに対する指導、支援を行政としてどうするのかを整理していかないと、やりっぱなしで何があってるかよく分かりません、行ってみたらどうですかと言われると、私はついて歩いて行ったことがありますよ、放課後デイサービスをやっている人たちが散歩に連れて行ったりするのをずっと、昔、犬と一緒につけていったことがあって、おおっという。そのときに、ちゃんとしてるか、してないかも雰囲気的には分かるんですよ。だから、何が言いたいかわかるとは思いますが、決算のときに、これは何に使ったんですかと言われないうちに、こういう療育を目的とした福祉サービスですからそれに貸してくださいと言って、十分でない今、認識していますと。でなければ、金をたくさんあげればちゃんとできるわけですよ。人員を保障していくようなね。学校とは違うでしょう。学校は一人でも増えたら、教員を増やすからね。どうするのかは知りませんが、そういうことですから、何か言ってください。ちゃんとそういう点では、こういう事業者に対する監督、支援ができるような体制になっているのかどうか、あるいは、事業者が相談に行けるような窓口はどこにあるのかと。答えてください。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいま御指摘いただきましたとおり、各事業所のまずは実態の把握という部分、私どもとしましては、先行きの見込数等を含めまして、意見書を出して、開設については県が認可するという手続にはなっておりますが、まずは現場第一ということで、現場の支援状況を把握できるような手だてを、県の監査だけではなくて、いろんな場面を利用して進めていけるように、今後取り計らってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員（上村和男君） よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。開始を11時5分といたします。ありがとうございました。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ありがとうございました。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

では、先ほどの住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業実績報告について、森部長のほうより一言また報告がございますので、よろしく願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 先ほどの非課税世帯の件で追加で御説明をさせていただきたいと思っております。

私ども福祉行政として事業をやる上で、より多くの方、困っている方にたくさんの方に知っていただくというのはとても重要なことと思っておりますので、こちらの非課税世帯の事業につきましては、9月まで実施をするというところがありますので、より困っている方が確実にできるだけその内容を知っていただけるような広報方法等をしっかりと今後引き続き、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、次の所管事務報告に入ります。

出席職員の紹介をしていただいた上で、待機児童の状況について、執行部から報告をお願いいたします。

森部長からいいですか。部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、保育児童課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育児童課の課長をしております嘉村と申します。よろしく願いいたします。

○保育児童担当係長（末吉裕美子君） 同じく保育児童課係長の末吉です。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いいたします。

では、嘉村課長、お願いいたします。

○保育児童課長（嘉村千穂君） それでは、筑紫野市における待機児童の状況について御報告させていただきます。

資料については、健康福祉部資料の10ページと11ページになります。

まず最初に1番です。本年度の待機児童数について御報告をいたします。

令和4年4月1日時点での保育所の待機児童数は31人となっております。令和3年4月1日に時点と比較して、106人減少をしております。また年齢別の待機児童数はゼロ歳児10人、1歳児14人、2歳児7人となっております。

4月1日時点での申込数は、令和3年度2,411人に対し、令和4年度2,443人でありまして、申込者数は32人増加しております。

保育士数につきましては、令和3年度413人、令和4年度437人となっております。本年度につきましては、保育所の創設であるとか増改築により定員が増えたことなどによりまして、入所児童が増えて、待機児童数が減少しております。

続きまして、2番でございます。認可保育所の入所状況でございます。

令和4年4月1日時点での入所状況を、各園ごとの定員、入所児童数を表に表しております。定員の合計が2,290人、4月1日現在の入所児童数の合計が2,176人でございます。この後、4月1日以降に保護者の育児休業が終わりまして、毎月入所する予定の児童がおりまして、年度末までには全体で定員を超える児童数となる予定でございます。

今年度につきましては、現在のところ4歳児、5歳児についてはまだ空きのある状況となっております。保育所によりましては年度末にそういった状況があるために、定員を超えないという保育所が出ることも予想されております。

それでは、11ページの3番に移ります。

待機児童解消の取組についてでございます。

(1) 既存認可保育所の入所者数増の検討としております。こちらについては、これまでこの資料の中には明記しておりませんでしたけれども、常に現在既存の認可保育所については増員ができないのか、保育士を雇用して入所者数を増やすことができないのかということで、常に検討していただいている状況でございます。私のほうもこれまでも常に状況把握を行いながら、増員につながるように保育士の雇用状況など各園との連携を進めているところでございます。

(2) 保育士の確保についてです。大きなものとしましては、市内の認可保育所合同就職説明会を開催しております。これは、平成30年度から、市内の全認可保育所の合同就職説明会を実施しているところでございます。令和3年度は、二日市東コミュニティセンターにおいて実施しております。コロナウイルスの感染拡大防止のため、1回の開催となりましたけれども、令和3年度に1回開催をしているところです。本年度は今後8月に開催予定で準備を進めております。

次に、保育補助者の活用でございます。保育補助者の活用を継続してまいります。こちらについては、令和元年度より保育士の業務負担軽減のために、保育補助者を雇用する私立保育所に対しまして補助金を交付しているところでございます。保育の周辺業務、食事の後の清掃などを含めていろんなことに従事していただいて、保育士の負担軽減につなげたいというふうに考えてしております。令和3年度は5園が活用していただいております。

次に、保育士への家賃補助制度の実施についてでございます。市内の私立認可保育所、認定こども園に勤務する保育士で、本人を契約者として市内賃貸物件に居住している場合、保育園から受けている住宅手当に月1万円を上乗せする形で支給しております。本年度も同じ形で継続して事業を進めてまいります。

(3) その他でございます。その他、例えば保育士の子どもさんに係る広域入所の実施も継続しております。市外に居住して、筑紫野市の保育所に勤務する保育士の新規獲得や離職防止のために行っているものでございます。そのほかにも、昨年度の3月議会で補正予算をさせていただきました保育士の処遇改善でありますとか、そのほかハローワーク、保育士の募集に対して各園からハローワークや保育協会での求人登録、保育士養成校への働きかけなども行ってまいりまして、一人でも多くの保育士が雇用できるように努めてまいります。

4番でございます。令和5年度に向けての小規模保育事業所の創設についてでございます。

現在、小規模保育事業所を創設するための募集を行うための準備を進めているところでございます。このため、6月の補正予算に計上させていただいている部分についての御説明をさせていただきますと、令和4年度の待機児童の状況によりまして、県のほうに確認しましたところ、補助基準額が3,500万円まで補助金額が引上げできる、また補助率については、国2分の1、市4分の1であったところを、国3分の2、市12分の1で適用できるということが分かりましたので、このたび補正予算を計上させていただきまして、歳出が合計して5,250万円、歳入が合計しまして4,666万6,000円となっております。今回の補助率の引上げのほうで、今後募集を行っていく上では、事業を進めていくに当たり、活用しやすいものとなっていくというふうに考えております。

今まで申し上げましたような施策を推進しながら、今後も待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2番の認可保育所の入所状況についてなんですけれども、さきの3月の予算審査資料にも同様な資料がございましたけれども、数値が若干変移しているんですね。その中で、今回この令和4年4月付ということで、この合計しますと2,176の方が入所しますよということで、年度になるとこの定員は超えますというふうな、先ほど説明があったんですけれども、結局、各園は年度になると何人になるのかというのを教えていただきたいんですけれども。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和4年4月1日現在におきまして、各園の年度末の入所者数の予定でございます。二日市保育所が190人、街道保育所が148人、下見保育所が61人、京町保育所が57人、はなぞの保育園が176人、むさしヶ丘保育園が203人、原田保育園が374人、あけぼの保育園が174人、保育所慈生園が167人、光が丘幼稚園が265人、さくら保育園が230人、だいいち保育園が95人、あおぞら保育園が126人、いきいきほいくえんが129人、合計しまして2,395人の予定でございます。

○委員長（山本加奈子君） すみません、いきいきほいくえんの最後が聞き取れませんでした。いきいきほいくえんの最後が120……

○保育児童課長（嘉村千穂君） 129人でございます。

○委員長（山本加奈子君） 9ですね、はい。よかったら後から資料をもらったりできますか。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。（「これは年度末の予測」と呼ぶ者あり）予測ですね。予測でよかったですか。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在、この人数の方々に入所ができますということでお知らせをしておりますけれども、御家庭の事情で辞退される方や転出される方などもおられますので、4月1日時点の予定ということで今お答えさせていただきました。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 総数2,395人を受け入れる予定ですよという説明であったと思うんですけども、この既存の認可保育所に対して申込者数が、予算のときにお聞きしますと、年度で見ますと2,711人。2,711人というのも結局2,395人を差し引いても、今後今から令和5年度に向けての小規模保育を創設するに当たってもまだまだ足りないのではないかと、思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在、この入所申込者数から入所者数を差し引いたところの児童の方につきましては、既に企業主導型保育事業所を利用されてありましたり、少しですけども幼稚園を利用されている方など、それから今年度については辞退をされる方などもございます。今も受付などしております。その上でも入所されていない方というのも出てきますので、また今後、待機児童の解消に向けて検討をしていきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） それから、今の数から差し引くのでという説明であったと思います。それは重々承知しております、そこまで把握しているのであれば、結局、年度末で見たときに、待機児童が市内でどれぐらいおられるのかというのはもちろん把握しているのではないかなと思うんですけども、結局年度で見たときに今現在の状況でどれぐらいおられるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今の御質問については、全て4月1日現在でお答えをさせていただきますと考えております。

最初に4月1日現在です。4月1日入所希望で入所保留となっている児童の数が168人です。こちらには、育児休業の延長のための申込ですとか、企業主導型保育事業の利用者などが含まれております。また、次に4月1日現在で、筑紫野市は年間での申込を受け付けておりますので、4月2日以降の入所希望日で入所保留になった児童について

は132人でございます。この中には、育児休業の延長のための申込や企業主導型保育事業の利用者などに加えまして、転入を予定しておられる方、それから現在二月ほどたっておりますので、申込をもう辞退された方であるとか、入所に空きが生まれて入所された方なども含まれております。近年の傾向では、入所可能となっておられる方々からも辞退の申込などもございまして、やはり前年に申込を受け付ける関係からも、申込からの時間の経過をする中で、御家庭の状況が変化をされて希望されなくなるなども多くなってきていますので、私どもとしまして、今後の状況把握に努めていかなければならないというふうを考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 3番、待機児童の解消の取組なんですけれども、入所者数の増の検討ということで、前年度ですか、企業主導型を開設予定だったと思いますけれども、現在の進捗と申しますか、もうあれはなしになったというふうを考えていいのか、まだ現在進捗中で、また令和5年度に開設、創設される予定なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） これまで企業主導型保育事業が国のほうで行われておまして、私たちがぜひとも開設していただけるといふ企業様に対しては支援をしていかなければならないと考えまして、支援をしていたところなんですけれども、本年度については既に募集をしないというふうなことが打ち出されておまして、これからは、企業型保育事業所にも空きがないように、入所を希望されている方でそちらのほうにも行きたいと来られる方もありますので、そういった方々の入所をスムーズに行えるように、できる限り支援をしていきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認ですけれども、今の答弁ですと、市内の上下水道跡地もなくなったというふうに捉えていいんですかね。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時29分

再開 午前11時42分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 先ほどの前田委員の御質問にお答えします。

現在もいろいろな方策で企業様のほうで御検討いただいているというふうに聞き及んでおります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑がある方。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 小規模保育事業所の創設についてなんですけれども、現在、準備を進めているという段階なんですけれども、大まかでいいので今後のスケジュールをまず1点教えていただきたいというのと、基本的な小規模保育事業所に入所する児童に当たっての通常考え方だと思うんですけれども、ゼロ歳から2歳児までは希望される小規模保育で保育をされて、その後3歳からはまた別の認可保育所に行くのではなかろうかと思うんですけれども、その辺の既存の認可保育所の連携というのはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在、小規模保育事業所の新設に向けまして、公募の準備をしているところでございます。6月13日に公募内容の概要版をホームページのほうに掲載をさせていただいております。これからまた質疑など、それから正式な募集要項をホームページへ上げる予定にしておりまして、申込については、現在の予定では7月下旬から8月上旬までに申し込んでいただいて、その後審査をしたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） もう一つ。

○保育児童課長（嘉村千穂君） それから、ゼロから2歳児を保育する施設でございますので、3歳からの保育についてということでの御質問でありましたけれども、基本的には連携保育施設ということを決めていかなければなりませんので、今後、募集決定していく中で、連携保育施設について、基本的には事業所様が連携保育施設をつくっていくということになりますけれども、市のほうからも支援をしながら、連携する保育施設であったり、また、3歳に上がったときの入所については、保護者様の御希望も、通常の入所調整と同じでお聞き取りしながら、スムーズに3歳に上がったときに保育が受けられるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、3歳からの受入れは連携保育施設の御協力があるということ

なんですけれども、そういう視点であれば、小規模保育事業所を創設するに当たって、既存の認可保育所の小規模保育というふうな創設であれば、すんなり受入れも可能かなと思うんですけれども、今回公募に至った経緯とといいますか、本来であれば、認可保育所の私立保育園の方に創設していただくほうがスムーズであったのではなかろうかと思うんですけれども、その辺はどのような背景があったのか教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今回、公募するに当たりましては、広くいろんな事業者様からの御提案をいただいて、ゼロから2歳の保育の事業を展開できるようにということと募集はしておりますけれども、もちろん前田委員が言われましたように、既存の認可保育所が小規模保育事業所をつくっていただいて、スムーズに3歳に上がるというのが一番いい形だとは思っています。ですけれども、今現在、筑紫野市内の保育所もかなり頑張っていて、待機児童を解消したいということで、小さい子どもさん、年齢もたくさん受入れをしていただいています中で、やはり小規模保育所ができるのかというところの検討もいただいておりますけれども、なかなか全部にできるかどうかというのは分からない状況もございますので、幅広く公募して事業者様を募っている状況でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） 小規模保育事業というのは、まるっきり新しい事業になりますかね。初めての事業になりますね。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい。

○委員（上村和男君） そうすると、やらなかったものを何でやるようになったのかと。さっきの前田委員の質問にも重なるんですが、新しくやるというときは、何か見通しがあってやっていますかと。当てがあるのですかと。これだけ単独でやると、聞くところによると、赤字になるので。19人ぐらいで保育士は40人ぐらい必要になるんですか。一人で、何か休んだり、いろいろ休暇取らせたり何かも要るので。という、赤字になるのではないかと心配する人もいたので。私は経営したことはないのですが分からないけど、経験のある人から見ると、これは赤字になるよと。だから、本園と連携していく中でならば経営も成り立たないわけではないかもしれないなど。事務をやる場所は一つで済むでしょう。その部分だけでも経費が安くつくかなと。どういう見通しになるか、今しゃべれないなら、今は公募しているだけですから、二、三、問合せがあつてますぐらいの何か言ってくれないと、本当に見込みがあるのかと。答えられないなら答えなくていいです。

○委員長（山本加奈子君） 休憩しましょうか。しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在、公募を始めるということで、ホームページのほうに、今年度はこういった公募をいたしますと上げましたところ、複数件のお問合せはいただいているところがございます。そういった中で、応募してくださるものというふうには現在考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 特に公立保育所なんですけれども、先ほど定員数に対して年度での推移を回答していただきましたけれども、結局、定員数に対して入所児童者数が不足している状況でございまして、公立保育所においても保育士の確保というのを率先してやっていかなければいけないのかなと思うんですけれども、市内の認可保育所合同就職説明会、今年度も開催されるということですが、まずは開催の在り方といいますか、例えば福岡県の保育人材総合支援サイトのほいく福岡というサイトがございますけれども、ここでも求人がございまして、本市の状況を見てみると、3施設分の求人しか掲示されていなかったんですよ。だから、そういったものも今後活用していったり、例えば、保育児童課が所管となって、もう一度働きたいという方であったりとか、そういう方を随時、所管の課でも、市内でこういった保育所の求人がありますよだとか、そういった周知の仕方といいますか、できるだけ多くの方に市内の保育事業所の保育士の雇用状況といったものも示していく取組も必要ではないかと思うんですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今、前田委員がお話しされましたとおり、やはり周知活動が重要となってくると考えますので、今いただいた意見も参考にしながら、今後また努めてまいりたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかにありませんか。

1点確認なんですけど、すみません、私の理解力があれなのかもしれないんですけど、

小規模保育事業の件なんです、今ある認可されている保育施設が連携保育施設になるのではなく、新たな事業所さんが連携保育施設をつくっていくことを含めて公募しているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。さっきの答弁でそういうことなのかなと思ったのですが。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 小規模保育事業所を実施しようとする事業者様が、既存の認可保育所であるとか、または幼稚園などについて連携施設ということ働きかけていくといますか、つくっていくという形になっておりますので、また、市のほうではそれを支援していくという意味でございます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 重ねて確認なんですけれども、例えば今回公募されて、希望される事業所さんが、要件として連携保育施設を探さないといけない。もし見つからなかった場合というのは厳しくなるのではないかなと思ったんです。そのときに本市には公立保育所が4園ございますけれども、最終的にはそこも必ず連携させて開設をしてもらわないと、解消というのは至らないので、その辺、どの辺まで努力義務といたしますか、行政が担うところを含めて可能なのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 連携保育施設については、先ほど言いましたように、認可保育所、市内の公立保育所も含めて連携施設となり得ますので、そのところについては私たちも本当に努力をして、開設につながるようにしていきたいと思えます。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 市立保育所も連携保育所になれるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい、連携保育所となることができます。

○委員長（山本加奈子君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

執行部入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時55分

再開 午前11時59分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告、新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種について、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、健康推進課の職員が参っておりますので、自己紹介のほうをさせていただきます。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いたします。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 健康推進課の課長をしております安樂です。よろしくお願いたします。

○健康企画担当係長（毛利早希君） 同じく健康推進課健康企画担当係長の毛利と申します。よろしくお願いたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） では、説明をお願いいたします。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） それでは、自分のほうから、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

まず、1、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてです。

次のページの13ページを御覧ください。

現在、1、2回目接種については5歳以上の方、3回目接種については12歳以上の方が対象となっております。4回目の接種対象者につきましては後ほど説明させていただきます。

6月6日時点の接種率がこの表にまとめてあります。表の一番下の5歳から11歳までの小児の接種率に関しては1回目が15.26%、それから2回目接種が13.6%と接種率が低くなっております。また、3回目の接種率についても年代が下がるにつれ、接種率がほかの年代に比べ低い状態となっております。この状況につきましては、当市だけではなく、全国的に同じ状況となっております。また、小児接種につきましては、現在1日当たり約一、二件とかなり少ない予約件数となっておりますので、5月29日の日曜日で、カミーリヤで行

っていました小児の集団接種を終了してしまっていて、それ以降に関しましては、市内五つの小児科医院での個別接種で対応しております。

それでは、12ページにお戻りください。

4回目追加接種の事業概要とスケジュールについてです。

対象については、①60歳以上の人、それから②18歳から59歳までで基礎疾患を有する人、または重症化リスクが高いと医師が認める人となっております。接種間隔につきましては、3回目接種から5か月以上となっております、これに伴いまして、2回目接種から3回目接種についての間隔も6か月から5か月に短縮となっております。使用するワクチンに関しましては、今まで同様、ファイザー社製、それと武田モデルナ社製の2種類となっております。

次に、接種スケジュールについてです。現時点で、接種期間につきましては、国のほうが示しています9月末までとなっておりますので、接種間隔を5か月ということになりますので、4回目接種の対象者に関しましては、4月末までに接種した人が対象となります。この表の人数につきましては、60歳以上の人数に基礎疾患がある人、これを全体の8.2%で算出した数字、この8.2%というのが国が示しています20歳から64歳の基礎疾患の割合ですので、これを参考に、60歳以上の人に基礎疾患の方2,314人を加えた人数を記載しているところであります。

4回目接種の人数につきましては、3回目を接種した人が全て4回目接種を行うと想定し、約3万1,210人となっております。この表で見て分かるとおり、7月が1万7,600人と一番の山場を迎える状況となっております。4回目接種の市の集団接種につきましては、6月3日から開始をしております。現時点で15人の方が接種をしております。今後、接種を望まれる人が速やかに接種できるよう、市役所それからカミーリヤの集団接種の日程を接種予定人数に合わせて調整を行ってまいります。

なお、先ほど接種期間を9月末までと報告させていただきましたが、現在、国のほうで4回目接種が始まったことを踏まえ、接種期間の延長を現在検討しております。

3番、4回目接種券の発送スケジュールについてです。

3回目接種を1月15日までに完了した人の接種券約400件を6月2日木曜日に発送しており、1月16日から1月31日までに完了した人の接種券約3,140件を6月8日水曜日に発送しております。今後、2月1日から2月14日までに接種した人の接種券約6,000件を6月21日火曜日に発送、それから2月15日以降に接種した人の接種券についても、3回目接

種から5か月を経過前に順次発送していくこととなります。

また、基礎疾患を有する人については事前申請制を取っており、5月25日から受付を開始しております。受付に関しましては、コールセンターでの電話受付、それからホームページでの申請、市役所の2階の申請書コーナー、カミーリヤでの窓口受付、それから郵送受付を行っております。6月6日時点で約180件の申請がっております。昨日時点で222件の申請がっております。基礎疾患の事前申請制の周知に関しましては、市広報誌6月1日号に合わせてのチラシの全戸配布、市公共施設のチラシ設置、医療機関へのチラシ設置依頼、障がい者施設への利用者への周知等の依頼を行っております。

4番、4回目接種会場及び使用ワクチンについてです。

3回目接種同様、集団接種につきましては、筑紫野市役所、カミーリヤの2会場で、使用するワクチンに関しましては、今まで同様、市役所会場がファイザー社製、それからカミーリヤ会場が武田モデルナ社製となっております。個別接種がファイザー社製使用の小西第一病院、島松内科医院、それから武田モデルナ社製使用のクリニックみらいの3病院となっております。

最後に、4回目接種に伴う予算についてですが、既存予算内で対応可能と試算しております。予算内で対応できる理由としましては、今年度予定していました3回目接種のうち約3万人が2月に接種の前倒しを行った経過がありますので、この3万人分の予算を4回目接種の費用として充てることが可能と考えております。なお、4回目接種につきましても今まで同様、全額国庫補助の対象となっております。

報告は以上になります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

では、質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） いつもありがとうございます。では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。開始を1時にいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後0時07分

再開 午後0時58分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、産後ケア事業の現状と近隣市の現状について、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお祈いします。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく、子育て支援課母子児童担当係長をしております森田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお祈いします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 同じく、子育て支援課子育て支援担当の佐藤と申します。よろしくお祈いします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお祈いします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしくお祈いいたします。

○委員長（山本加奈子君） では、課長お祈いします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、産後ケア事業の現状と近隣市の現状について御報告をいたします。

資料の5ページを御覧ください。

まず、産後ケア事業について説明をいたします。

産後ケア事業とは、母親の身体的な回復や心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力の向上並びに母子の愛着形成を促進することを目的とするサービスです。

対象や内容、そして方法については、国としての方針をそちらの資料に示しておりますが、実施する自治体において定めることもできる部分がありますので、事業内容には若干違いがあるところです。

続いて、筑紫野市及び近隣市の実施状況です。福岡県が調査した今年3月末時点の小郡市を含む近隣5市の現状を図にしております。

続いて、筑紫野市の取組状況です。

まず、令和3年12月から令和4年1月に行った新生児及び乳児家庭訪問の機会を利用して、産婦さん131人に直接アンケートを取らせていただきました。

次に、その結果を踏まえながら、令和4年3月に近隣の産婦人科医院4軒を訪問し、聞き取りをさせていただいたところです。

結果についてですが、産後ケア事業を利用したいといった産婦さんは6割で、利用希望が最も多かったのは、アウトリーチ型、次いで、デイサービス型でした。

続いて、産後のサポートに関する意見で多かったのは、気軽に相談や話ができるということであり、入院中には十分に得られなかった内容では、お乳のケアなど母乳に関すること、授乳方法、沐浴方法などが多く見られました。

また、このサービス提供側の一つである産婦人科医院の聞き取りにおいては、宿泊型とデイサービス型については実施可能とした医院もありましたが、アウトリーチ型については、今回調査した全ての医院で実施困難との回答でした。

なお、先ほど2の近隣市の実施状況で示しておりますが、太宰府市でアウトリーチ型を行っていて丸がついておりますが、これは、福岡県助産師会への委託によって実施されているものです。

これらのことを踏まえ、国が努力義務と示している令和6年度末に向け、筑紫野市に必要なサービスについて引き続き検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま、執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、筑紫野市の取組状況として聞き取り調査をされたというところで、あと、近隣産婦人科医院を訪問したとのことですが、これは市内の産婦人科医院全てが対象だったのかというのが1点と、助産師さんも市内で働かれている方がいらっしゃるって、特に子育てに関する相談も受けているのではないだろうかと思っております。そこで助産師さんに対しても聞き取り調査を行わなかったのかというのも、確認のため質問させていただきます。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、最初の質問の産婦人科についてですが、市内、市外で、子育て支援課が多く連携を取らせていただいているところ4軒をまず取ら

せていただいた次第です。なので、市外と市内と両方入っております。

次の質問の助産師さんへの聞き取りということでしたが、産後ケア事業については、数年前に助産師会さんのほうからこちらに出向いていただきまして、少しお話を聞かせていただいておりますので、それで聞き取りに代えさせていただいているというところでは

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方は。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） この実施状況を見ますと、小郡市が全て実施できているんですけども、これと筑紫野市の違いはどこにあるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 産後ケア事業はもともと国の施策の進めている事業の一つで、母子保健医療対策総合事業の一つというふうになっております。その中に産後ケア事業はもちろんあるんですが、それ以外にも、産前産後サポート事業であったり、令和2年からスタートしております子育て世代包括支援センターなどもこれに含まれております。

筑紫野市でもいろいろ優先順位を考えまして、その都度、まずはちょっと優先的にしなければいけないと思った事業を順次拡充していっているところがございます。産後ケアについては令和6年度をめどに今考えているところです。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ちょっと今、最後が聞こえなかった。何年をめどに実施しようと。最後。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 国が示しているのが、市町村が実施する努力義務の年度は令和6年度末までというふうに示されております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はいますか。

では、副委員長。

○副委員長（城 健二君） 今の平嶋委員のにちょっと似ているんですけど、この小郡だけがこれはオール丸になっていて、筑紫野、大野城、那珂川はオールバツと。その中で、アウトリーチ型については対象医院が困難ということだったからこれは駄目だったのだと思いますけど、宿泊型、デイサービス型だというのは、何でできないのかなと思います。

その辺と、例えばこれは小郡は全部丸になっているんだけど、まあ小郡のことだから分
からんといったらそれまでですけど、小郡は何でこれだけ全てをできているのかなという。
いわゆる小郡にいろんな形の、協力じゃないですけども、相談とかそういうのがあったの
かなということ。

それともう一つ、「助産師などの専門職による心身のケア」と書いてあるんですけど、
「など」ということは、助産師以外の誰か、こういうケアサポートをしてくれる方がお
られるのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 小郡市に相談があったかどうかということですがけれど
も、今回というか昨年度から近隣市でやられているところには状況を伺いながら、その実
績だとか、あと、やってみての効果、評価というのをお聞きしながら検討を進めていると
ころです。それは春日市さん、太宰府市さんも同じ状況です。

次の助産師などのというところですが、産後ケアは主に医療職から提供されるものでし
て、助産師さんであったり、看護師さん、それから医師なども含まれるというところでは
以上です。

○委員長（山本加奈子君） 先に上村委員。

○委員（上村和男君） 筑紫野市は、子育て支援について、おなかの中にいるときから18
歳までというか、切れ目なく子育て支援をやっていくというのが、うたい文句というか、
そういうふうになっていると理解をしますけれども、そういう点からいくと、この最初
の生まれてすぐのときというのはとても大事で、そういう意味でこの状況を全体としてど
ういうふうに所管として評価されているかをお聞きしたいですね。

よそと比べると、できた目線になっていろいろというのはあるにしても、所管としてど
ういうふうにこれを見ているか。大丈夫ですよと言え、それまでか。全部バツだから、
何でバツかなと一瞬思うんです。所管としてどう思っているかだけをお聞かせください。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 先ほどの別の委員さんからの繰り返しになりますが、
所管としてはやはり重要なものとして捉えております。また、県内でも非常に多くの市町
村がやっておりますことから、令和6年度に向けてどういう形態のサービスがいいか検討
しているところでございます。必要なサービスはどのようなところにあるのだろうかという。

産後ケア事業が先ほど申しました母子保健医療総合対策支援事業の中の一環であります

ので、今は、同じ目的もしくは類似する目的を持っている子育て世代包括支援センターの訪問であったり、赤ちゃんホームヘルパーなどで、今産後ケアでは実施できていませんけれども類似する事業として取り組んで、ここで上げている母親の身体的な回復や心理的な安定を促進する、サポートするということに取り組んでおります。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。よかったですかね、ないですかね。さっき前田委員が手を挙げて……。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 結果の概要で1項目めに、利用を希望する方は約6割だったと、過半数を占めていまして、高い水準なのかなと思っているんですけども、今調査をされて今後は事業化するという。まだ分からない、検討中であるとは思いますが、このアンケートを基にこういった結果が生まれて、それがどう事業に結びついていくのかという、そのビジョンといたしますか、今後このアンケート結果を市はどのように受け止められて施策に転じていくのかという。国も努力義務ではあるんであろうとは思いますが、国もいろんな背景があって、こういった事業を推進しているのではなからうかと。本市においても同じ状況でもあったりすると思うんです。なので、その結果を今後どのように生かされるのかということをお尋ねしてよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今、前田委員が言われたように、結果ではアウトリーチ型が多かった、ただ、ほかの市町村ではそれ以外のサービスにも取り組んでいるところがあるということですので、ちょっと繰り返しにはなりますけれども、筑紫野市でニーズが高いアウトリーチ型で、それ以外のデイサービス型、宿泊型については、ほかの自治体を実際やってみてどういう効果があると感じているか、また、実績を見て、筑紫野市が最優先で取り組まなければいけないかどうかということを検討しながら決めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） では、ほかに質疑がないようでしたら、次の所管事務調査に行きたいと思えます。

次は、所管事務調査、子育てガイドブック2022について、執行部のほうから報告をお願いいたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、子育てガイドブックについて御報告をさせていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

まず、子育てガイドブックとは、主に就学前までの子育て支援に関する制度やサービスなどの情報を取りまとめた冊子となっております。皆様のお手元にもこの黄色い冊子をお配りさせていただきました。

特に、初めて妊娠・出産された方や筑紫野市に転入してきたばかりの方などに必要な子育て支援情報が届くよう、広く情報を取りまとめ、年1回発行しているところでございます。

お手元の子育てガイドブックの表紙をめくって1ページ目の目次を御覧ください。掲載内容が載っております。掲載内容としては、行政サービスのほか、地域の子育てサロン、病気やけがをしたときなどの対応マニュアルや医療機関など様々な情報を掲載しているところでございます。

次に、資料に戻りまして、周知と配布状況です。本人以外にも祖父母やボランティアさんなど、当人以外にも欲しいという方もいらっしゃいますので、ホームページ上にも掲載していますが、市の施設にも配架し、広く周知、配布できるようにしております。また、一番情報を必要とすると思われる赤ちゃん訪問時、それから転入手続時などには、直接配布しているところです。

次に特徴です。まず、妊娠期から就学前までの子育て期に係る各種制度や保育所等の情報を縦断して掲載できるよう、庁内各課と協働することに努めています。

次に、作成にかかる費用は、地域の団体や事業者の広告掲載料で賄っているため、予算はゼロ円となっております。

最後に、令和4年度における工夫点ですが、項目ごとにQRコードを掲載しています。ホームページに掲載している情報にたどり着きやすくしたところです。ガイドブックは分かりやすさを優先させるために、あえて概要のみの掲載としており、詳細を知りたい場合には改めて情報を調べる必要がありました。そこで、ガイドブックを見た方が迷うことなく欲しい情報にたどり着けるようQRコードを掲載した次第です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま説明がございましたが、質疑のある方はありますか。

では先に、前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回の子育てガイドブックは、この紙面で発行されて、作成は事業者の広告掲載料で賄っているというところなんですけれども、私もこれは以前いただいた記憶があるんですが、今どこに、手元にあるのか正直分からなくなっている状況だったんですよね。やっぱり今、子育て世代はもちろん携帯を持って、アプリとかそういった活用もできるのではなかろうかと思うんですけれども、そういったオンライン化とかの要望とかは市民からないのか。今後、何かそういった冊子ではなくて、そういったのも検討されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 私のほうでは市民からの直接要望というのは聞いたことはございませんが、ただ、子育てガイドブックもありながら、ホームページ等で、電子媒体で情報が見やすくしてほしいという声は聞いたことがあります。そういった意味で、今回QRコードと連携をさせたというところがまず1点あります。

情報発信の電子化ですけれども、全国的に国のほうでも令和5年度の母子手帳の改訂に向けまして、母子健康手帳だったり、父子手帳のことも含めて電子化の話が出ておりますので、その国の動向を見ながら探っていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今のと関連してなんですけれども、国のほうもオンライン化について検討していくべきだという方針だと思います。例えば母子手帳という、今答弁いただきましたけれども、アプリのほうで「母子モ」というアプリがございまして、これは例えば先ほどの近隣市の状況じゃないですが、春日市だとか那珂川市、今、太宰府市もですかね、こういったのを活用しています。これは母子手帳がオンライン化といいますか、そういうふうになって、また、予防接種の状況だとか、それこそ子育てサロンの情報とか、行政の子育てに関する情報も発信できるという、そういった効率化も図られているんですけれども、そういったこっちの母子手帳のオンライン化というのも、国の方針に沿って検討はされていくというふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） そうですね、母子健康手帳の電子化を国がどこまでするのかにもよると思います、一つはですね。

もう一つは、今、前田委員から紹介された「母子モ」については、自治体と連携しない
とできない部分と自治体と連携しなくてもできる部分がありまして、多くの利用者は、子
育て情報の発信というよりは、母子健康手帳で予防接種の管理だとか、乳幼児健診での記
録がたまっていく、そのプッシュ機能で、いついつぐらいに接種しなければいけないよと
いうことを教えてくれる機能の利用をしているというふうに聞いております。それは自治
体と連携しなくても無料アプリの範囲で個人でできますので、今のところはちょっとまだ
そこに積極的にうちが取り組むという話にはなっておりませんが、先ほど回答しましたよ
うに国の母子健康手帳の電子化がどこまで踏み込んだ内容によるのかによって、そちらの
ほうも検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろんな行政機関もそうですし、市内の産婦人科をはじめとする
いろんな機関との連携はとても大事になってくると思いますが、国がこども家庭庁をつく
ったことに伴って、全国市議会議長会で、うちの議長が提案する側に立って、それに対応
できる行政システムをとというようなことをやっているんですね。その動きについて、課長
が答えるとあれかもしれませんが、部長が答えてもいいですが、感想ぐらいあったらどう
か。そんな余計なことをしないでというならそうですけど、全国市議会議長会がそういう
総意になっている動きについて、大変な支援ですぐらい部長が言ってくれたらいいと思
って終わりにできればと思いますが。

○委員長（山本加奈子君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 子育て支援に関することにつきましては、私たちとし
ても力を入れていかないといけないと思っております。組織的な内容につきましては、私
のほうからはちょっと差し控えさせていただければというふうに思っております。

○委員（上村和男君） よし、分かった。

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑がないようでしたら、質疑を打ち切ります。あ
りがとうございました。

執行部入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時21分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、地域包括ケアシステムについて、執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課課長、古田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 同じく、高齢者支援課高齢者福祉担当の係長の真鍋といいます。よろしくお願ひします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願ひします。

では、古田課長よろしいですか。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、高齢者支援課より地域包括ケアシステムについて、現在の取組の経過を報告させていただきます。

1 ページを御覧ください。地域包括ケアシステムを図で示したものになります。昨年までは主に右下の生活支援、コミュニティーごとの取組を報告させていただいておりましたが、今回はその他の取組についても説明させていただきたいと思ひます。

地域包括ケアシステムは、図の上のほうに白抜きの文字で記載していますとおり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちの実現を目指して構築を進めているところです。中心に住まいがあり、医療、介護、健康づくり・介護予防、生活支援が切れ目なく提供される体制が地域包括ケアシステムとなります。地域の主体性や自主性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要となります。

地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、大きく二つに分けて考えることができます。一つ目は、図の上段になります在宅医療と介護の連携です。疾病を抱えても自宅などで療養していくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、様々な職種が協力して、在宅医療、介護サービスを一体的に提供する体制づくりが必要となります。具

体的な取組につきましては後ほど説明させていただきます。

二つ目は、図の下段になります生活支援、介護予防です。地域の支えによる、しっかりとした生活支援、介護予防の取組がなされ、その上で医療及び介護サービスを提供されることが理想の形となります。

左下の健康づくり・介護予防につきましては、地域、健康推進課、高齢者支援課が連携して、カミーリヤや各公民館などにおいて介護予防運動を実施しています。また、高齢者に受診していただいた健康診断などの結果を基に、保健指導を実施し、健康な状態がなるべく長く続くよう支援していくものです。

右下の生活支援につきましては、地域の中において、コミュニティーを中心に、自治会、民生委員さんなどが連携して生活の手助けや見守りを行うことで、支援を必要としている高齢者の方の支えとなることを目指すものです。具体的な取組につきましては後ほど説明させていただきます。

また、図の一番下になりますが、今後、認知症の方の増加が見込まれることから、地域での生活を支えるため、全般において認知症施策を実施していきます。

それでは、2ページを御覧ください。在宅医療と介護の連携について、具体的な取組を説明させていただきます。

平成27年に、在宅医療と介護の連携の推進について介護保険法に規定され、平成29年4月から筑紫地区5市で筑紫医師会に業務を委託して、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、連携体制の構築の推進、関係者への研修、検討会議の開催、地域住民への普及・啓発などを実施しております。

取組例としましては、下の入退院支援に記載していますとおり、医療と介護の両方を必要とする高齢者につきましては、医療保険証に担当ケアマネジャーの名刺をセットしていただくようにします。そうすることで、入退院や施設の入所時において、医療機関と介護事務所が連携することができ、高齢者に負担していただくことなく、スムーズに医療及び介護サービスを提供することができるようになります。

続きまして、3ページを御覧ください。

生活支援におきましては、各コミュニティーを中心として見守り、手助けなどの活動を行い、お互いの助け、互助により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目指します。

次に、各コミュニティーの取組の経過です。各コミュニティーにおきましては、既に自

治会で実施している取組を拡充したり、コミュニティー、自治会、民生委員さんなどが連携して新しい取組を始められたりと、地域の特性に応じて進められております。

各コミュニティーごとの推進方針を御覧いただきたいと思います。二日市につきましては、愛の見守り訪問事業という75歳以上の独り暮らしの方の見守り訪問と市の災害時等要援護者支援制度の推進を進めているところでございます。今後は、民生委員・児童委員、自治会との連携を強化し、さらにこの事業を進めていくものです。

二日市東です。二日市東につきましては、令和3年度に地域包括ケアシステム検討委員会を立ち上げ、モデル地区を設定しております。その取組を基に、コミュニティー内の全自治会へ展開するというものです。

山口につきましては、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員が相談・連携を取れる体制づくりを構築するため、見守り3者会議を設置し、まずは自治会内において、見守り活動などを構築しようとするものです。

筑紫につきましては、福祉推進者の集いという民生委員・児童委員、シニアクラブ、福祉委員、サロン関係者を集め、学習会を重ねているところです。さらに、関係者と地域の課題を明らかにし、地域包括ケアシステムの検討を進めようとするものです。

筑紫南につきましては、令和2年度から「たすけ愛・みなみ」の活動を実施しており、ごみ出しや電球、電池の交換など相互支援の取組がなされております。今後もこの取組を継続・拡大し、区長さんや民生委員さんとの連携を強化していくものです。

御笠につきましては、自治会の高齢者サロンの活動を中心に取組を進めているところです。コミュニティーが中心となってサロンを開催し、サロンを実施していない自治会にまで拡大する取組を進めようとするものです。

山家につきましては、「山家スタイル」という隣組を中心とした高齢者の見守り活動が浸透しており、今後は各自治会の活動を振り返り、共有し、平準化を図れるか協議していくものです。

このようなコミュニティーの取組につきましては、高齢者支援課としましてもコミュニティー推進課と連携しながら、学習会や各コミュニティー間の情報共有の場の開催を支援するなど、サポートをさせていただいております。

また、下段にありますとおり、高齢者へのさりげない見守り活動を推進するため、啓発チラシを作成しております。新聞や郵便物などが何日もたまっている、電気が1日中つけたまま、または消えたままになっているなどを、ふだんから地域の方々が気にかけていた

だくよう啓発するものです。7月に各コミュニティセンターなどで設置していただく予定にしております。

4ページをお開きいただきたいと思います。認知症施策についてです。

先ほど申し上げましたとおり、認知症の方の増加が見込まれることから、地域において生活を支える認知症施策が重要になってまいります。取組例としましては、先ほど触れたチラシですが、その裏面に認知面で気になる様子も気にかけていただくよう加えております。季節に合わない服装をしていたり、同じことを何度も話したりする高齢者を気にかけてもらい、早期発見に努めてもらうものです。

また、下段になりますが、「ものわすれ相談事業」という施策も行っております。内容としましては、高齢者がふだん受診しているかかりつけ医においても認知症の早期発見ができるよう、研修等を受講したかかりつけ医の登録制度を実施しております。そうすることで、ふだん受診するかかりつけ医の段階で早期発見し、早期治療につながるよう努めております。こうした相談員の登録業務、研修の開催や啓発普及活動を行っていただくため、筑紫地区5市で筑紫医師会に業務を委託しております。現在、ものわすれ相談医は市内で15名登録がなされております。

以上が、現在の筑紫野市における地域包括ケアシステムの取組の経過報告になります。今後も高齢者支援課といたしましては、各コミュニティの生活支援の取組をバックアップしたり、医療・介護のさらなる連携を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今説明があった項目を見ると、恐らく第六次総合計画における重点施策の項目になるのかなと思うんですけども、その整合性をもう少し分かりやすく説明していただきたいなと思っています。例えば、第六次総合計画では介護予防推進の基準として、週2回以上運動する高齢者の割合が50.3%、これは目標値が52%に上がりますよだとか、今、紹介していただいた項目に対しては、第六次総合計画における目標値とどのような整合が取れているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 休憩したほうがいいですか。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君）　お願いします。

○委員長（山本加奈子君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 1 時33分

再開　午後 1 時35分

○委員長（山本加奈子君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

真鍋課長補佐。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君）　現状について御説明させていただきたいと思えます。

第六次総合計画のほうの成果指標については、第8期の介護保険事業計画のほうにも同様の成果指標を上げている状況で常に確認はしているんですけども、ちょっと今こちらには持ってきておりませんので正確に現状値が何%かは申し上げられませんが、例えば週2回以上運動する高齢者の割合については、一旦コロナ禍で下がったんですけども、昨年の実績についてはそれに比べて少し上がってきているような状況になっております。

介護予防等につきましては、コロナ禍で事業を中止せざるを得ない状況等もありましたので、先ほどの見守りチラシもですけども、地域で活動する実績がなかなか取れませんでしたので、チラシ等を作成して周知をしていくという方向で対応させてもらっている状況で、概要として、チラシを作りました等の説明をさせていただいたところです。

あと、その他の成果指標もお伝えしたほうが、分かっている限りでよろしいですかね。

○委員長（山本加奈子君）　はい、分かっている限りでお願いいたします。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君）　あと、日常生活の支援の成果指標になっております高齢者が利用できる生活支援のメニュー数については、昨年度、市内全体の社会支援全域についての見直しを行っております。現状値470で目標値490としているんですけども、見直しをする中で廃止しているところもありましたので、一旦、生活支援メニュー数は、実績としては下がった状況になっております。下がってはおりますけれども、きちっと事業の内容は整理をして、今後周知をする予定にしております。

認知症サポーター養成数については、昨年度もコロナの隙間を見て養成講座は少し実施をしてしておりますが、200人程度の増になっておりますので、そちらの目標値の9,336人を達成するのは少し難しい状況になってきているかなという見込みで考えているところです。

すみません、ちょっと今分かっている限りで、現状の御報告というところでもよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） はい。ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） この地域包括ケアシステムというこの言葉と申しますか、これはいつから始められたんですか。いつ頃から。ちょっとその辺をまず確認をしたいのですが。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 平成28年から始まったかと思います。今も介護保険法とかにも規定されておりまして、地域でこのような包括的にシステムに取り組むようにという規定はなされております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） こういう事業が始まって七、八年経過しているというところですけども、1 ページに、このケアシステムのイメージ図というか、こういう状況になりたいんですよというのを出示していただいておりますが、筑紫野市はこれをどのくらい今……。皆さんが最終的に思うような結果、最終的な姿からどのくらいまで今進んでいるかというようなことをお考えいただいているのでしょうか。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 休憩よろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 休憩いたします。しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 1 時44分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

古田課長お願いします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 平嶋委員の御質問ですけれども、具体的に何%というところは難しいかと思いますが、今後の取組として、さらに在宅医療と介護の連携を進めるなどして、2 ページの図にありますとおり急変時の対応であるとか、みとり支援、そこまで連携が進むように進めてまいりたいと思います。また、生活支援におきましても、各コミュニティでちょっとまだ差があるようですので、そういったところで後押しをしな

がら進めてまいりたいと思います。それと、介護予防につきましても、高齢者の社会参加とかも介護予防のうちにあるかと思しますので、そういうものも進めていくように、高齢者支援課としてもサポートしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） では、平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 2ページの在宅医療ですけれども、筑紫医師会と業務委託をされたというようなことですが、具体的に今、在宅医療を引き受けているお医者さんというのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） こちらのほうは5市と筑紫医師会のほうで連携をさせていただいている事業の中でつくっていただいている分になりますが、筑紫地区医療・介護資源ガイドブックというところで、在宅医療等をやっている方を一覧にしたものでございます。これをホームページのほうからリンクしていけるようにもしておりますし、高齢者支援課や健康推進課のほうに御相談があった場合は、こういった資料を基に御紹介をさせていただいているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 具体的に何院あるというのは分からないんですか。具体的にここに相談するということですか。

○委員長（山本加奈子君） 部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 医師会の在宅医療支援センター、または高齢者支援課、健康推進課と、またはケアマネ等、そういったところに御相談していただければというふうに思います。医療機関のほうで個別に御相談されても、やはりやっていらっしゃるような方にはなっております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 個別にやってあるところを私は知りたかったので、具体的な名前は要らないんですけども、何軒あるんですかと聞きたい。

○健康福祉部長（森 えつ子君） すいません、数を私が把握してないので。

○健康福祉部長（森 えつ子君） すみません。休憩よろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時50分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

部長、先ほどの答弁の続きをお願いいたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 在宅医療・介護の連携ができる病院につきましては、病院によっては要件が異なっておりますので、こちらのガイドブックを見ていただければというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 2025年までにはつくり上げなきゃいけないので、どこまでいっているのかという、話があっているか。そこは言いにくいのかなと思っているけど。例えばここで在宅医療・介護連携となっているんですけど、ここで言うと医師会との話合いと、社会支援がありますから、ここの連携とかあると思うんですが、そこではどういうシステムをつくり上げて。依頼していますから。医師会の人に聞いたら、大分筑紫野市は行政との風通しがよくなってきましたとあって、コロナがあったからしょっちゅう会うからですという話をしていましたが、どんな状況になっているか。

例えばそういう課題は、当面、解決しなきゃならない課題としてこんなふうに認識していますという、そこら辺は今年やると片づいていくのかなと思ったりできるので、どこまで。どうせ出来上がるのは、2025年までにはつくらなきゃいけないですから。これができましたというだけで、その中身がいいかどうかは別で、中身は今ずっとやっていることだと思います。そのときに医師会との連携や地域の社会支援等の連携のようなことがどこまで進んでいるのか、そういうシステムがどこまでいっているのか。それから地域包括支援センターが果たしている役割と、それから、地域のコミュニティ運営協議会の役割がこの中でどれくらい。それが出てくることは出てくるんですが、どこまでシステムとして組み上げようとしているかというのが。今年中には大体ここら辺までいきますとかしておかないと、上げてはいるものの実質的な連携や議論は進みませんでしたというふうになりかねないかもしれないと思っていますので、そこはどうでしょうか。これからやりますよでいい。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 1 時57分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

真鍋課長補佐。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 在宅医療・介護連携については、いろんな在宅医療の取組というのがあります。在宅での診療時の対応であったりとか、急病の対応であったり、入退院のときの対応であったり、様々な場面がありますので、会議を通して、どの場面でそれぞれ多職種が連携して対応したほうがいいのかというふうなところを話し合っているところですが、今回、入退院の支援については、ケアマネジャーの関わりがあるかないかというのが医療機関にすぐに分かるようにということで、名刺をセットするような形で対応するというようにしております。

包括についても、この取組については、名刺を1回セットしても高齢者の方がその名刺を外してなくされたりとかすることも多々あり、毎回家庭訪問したときにはセットされてあるかとか、そういう確認をしていきながら、入院をされたときに病院から電話がかかってくるというふうな流れにつながるように取り組んでいる状況になっていますので、このところは確実に連携が進んできているかなということで、今回御報告をさせてもらっております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。10分休憩しますので、2時10分から開始いたします。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時10分

○委員長（山本加奈子君） では、時間となりましたので、休憩前に引き続き、会議を開

きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和3年度学校給食費納付率について、執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。

○委員長（山本加奈子君） こんにちは。

○教育部長（長澤龍彦君） 教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、所管事務報告3件、所管事務調査3件について審査をいただきますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○教育部長（長澤龍彦君） それでは、出席しております関係職員が自己紹介いたします。よろしくをお願いいたします。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 学校給食課長の倉掛と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 学校給食課共同調理場担当係長の田中と申します。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。それでは、お願いいたします。

倉掛課長、お願いします。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 皆様のお手元に、表紙のところに令和3年度学校給食費納付率という資料がお手元に回っているかと思えます。1枚物の分でございます。めくっていただくと、表が3段書きになっております。これが令和3年度、令和4年3月31日現在での学校給食費の納付率を、小学校、中学校、それと全体ということで3段書きにさせていただきます。

まず、一番上の段、小学校計のところ、納付すべき額が3億2,044万7,103円、これに対しまして、納付済額が3億1,956万6,219円、納付率が99.73%となっております。未納額が88万884円、未納率としては0.27%です。その右の白いところが過年度の滞納額でございます。388万2,274円でございます。一番右のピンク色のところが、未納と滞納合わせま

して、累計で476万3,158円となっております。

2段目でございます。中学校計のところでございます。納付すべき額が1億8,333万4,902円、納付済額が1億8,282万5,313円、納付率が99.72%となっております。未納額が50万9,589円で、未納率が0.28%、右の白いところが過年度の滞納額で109万2,160円、一番右側の未納滞納合計額が160万1,749円となっております。

小学校、中学校合わせました合計が一番下の段になっております。納付すべき額5億378万2,005円、納付済額5億239万1,532円、トータルの納付率が99.72%となっております。未納額139万473円、未納率0.28%、過年度滞納額が497万4,434円、未納滞納を合計いたしましたして、636万4,907円となっております。

納付率につきましては、小学校につきましては、昨年度分が99.77%の納付率でございましたので、0.04ポイント減じております。中学校に関しましては昨年度と同じ数値です。昨年度も99.72%でございますので昨年度と同率です。合計の納付率は、昨年度が99.75%でしたので、前年度よりも0.03ポイント減じているというような状況でございます。

報告は以上になります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 滞納の件ですが、滞納するにはするなりの理由があると思うんですね。それで卒業後、中学卒業後の回収については、例えば免除とか、そういう救済制度というのはあるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 救済制度ということはございませんけれども、卒業後も連絡先を通じて、学校の事務職員のほうから納付の依頼をかけて、納付を促進しているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） だから、私がさっき言ったように、滞納するにはするなりの理由があるだろうと言ったでしょう。そういうのを加味して何か救済するというのはないのかと聞いているんです。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 学校給食費に関しましても就学支援の対象としておりま

して、就学支援の手続きを取っていただくことにより、もちろん基準はございますけれども、基準に合致した児童生徒の皆さんは公費で給食費を負担というか援助させていただいております。

○委員長（山本加奈子君） ほかにある方ありますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） いくつかお聞きしたいことがあるんですけど、まず、給食費が幾らになっているかというのが1点目と、この給食費、学校給食をこういうふうに今まとめていただいておりますけれども、誰が管理しているのかをまず教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 学校給食費でございますが、筑紫野市においては、小学校が4,600円、月額ですね、月額4,600円、こちらを年間で言うと11か月分納めていただいております、年間の総トータル額が5万600円です。

続きまして、中学校に関しましては月額が5,500円、これを11か月分納めていただいておりますので、年額として6万500円というような給食費をいただいております。

給食費の管理につきましては、各学校で管理をしていただいております。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） この給食費は5億円あるんですけど、これの使い道はどういうことになっているのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） こちらの学校給食費に関しましては学校給食法の中で定めがございまして、施設の運営費ですね。施設、設備、運営に関する経費は義務教育学校の設置者が負担すると。それ以外の経費については保護者が負担するというふうに定められておりますので、この保護者さんの納めていただいた給食費については、全て食材として使わせていただいております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） これは全て食材費になっているということですが、本市の場合、学校給食は共同調理場で作っておりますよね。そうすると、そこで食材を買ってあると思うんですけども、各学校でプールしているお金、こういう食材に充てるお金、これ

は、それぞれ学校がその食材費を直接支払っているんですか。それとも、共同調理場で一括して調理してあって、そこで食材を購入してありますので、共同調理場がお金を全部業者さんに支払っているんじゃないかなというイメージがあるんですけども、そこのお金の流れはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 給食は、皆さん御存じのとおり、主食である牛乳と御飯またはパン、それと、共同調理場で作っておりますのが、おかずを3品作らせていただいております。牛乳代と御飯代、パン代については、公益財団法人福岡県学校給食会を通じて発注されておりますので、学校のほうに請求書が参ります。この分についてはですね。もちろん、おかず代については、食材を購入しておるのは共同調理場でございますので、共同調理場で購入した食材を学校ごとに、食べていただいている人数に合わせて請求書を各学校にお送りして、それに基づいてお支払いをしていただくというふうな流れになっております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありますか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 不納欠損はどのくらいありますか、給食費の中で。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 先ほども申しあげましたように、不納欠損については各学校のほうで処理をしていただいている関係で、こちらのほうに今、手元に資料がないというのが現状です。

○委員長（山本加奈子君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） ちょっとそもそも論だけど、やっぱり歳入とかに、これ歳出とか市のあれに、何ですか、帰属している話だから、どちらにしてもその数字の把握というのは計上しないと。把握してないというのはどうなんですかね。任せているという話ではないと思うんですけど。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 休憩をお願いしていいですか。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時24分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、答弁のほうお願いいたします。

倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） すいません、私どものほうでその辺りが十分に把握できておりませんでした。この件につきましては、今後各学校を調査いたしまして、改めて報告させていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。

上村委員。

○委員（上村和男君） 今度補正で学校給食の給食費の値上げを抑えるために、食材に対する助成金か何かを出すとなっているでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、これは食材に出すわけだよね。さっきの説明だと、食材に全部保護者から集めた学校給食費を充てていますと。ところが、それに今度は公のお金が入るわけですね。そうすると、その使い道の報告はどこですのかとなるから、何か考えておりますか。これは知っておくとやりやすいでしょう。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） そうですね、おっしゃるとおり公費を投入いたしますので、これも物価の上がりに合わせて投入させていただくこととなりますので、最終的な結果として幾ら投入したかというのは、また改めて御報告したいと思っております。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、上村委員の質問に関連して、今度補正で出ました学校給食物価対策事業ですか、6,300万円ほどありましたけども、これは予算を見ると、負担金で費目は出ております。先ほどからの説明を聞いておりますと、保護者から集めた給食費は学校で管理していると。そうすると今度、市が予算措置された6,300万円というのはどこに配付されるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 現状としては、食材費をお支払いいただいている各学校のほうに負担をしていただこうと思っております。

○委員長（山本加奈子君） もう少し付け加えが今の答弁にありますか。

では、もう一回、平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） いやいや、追加で質問を。今、公費の6,300万円は各学校に分けますよと、人数によって分けるんでしょうけども。そうすると学校で管理されているのは保護者のお金と、それから市から入ってきた公会計のお金の二つを管理しなくてはならないようになるんですね。そういうことがあるということで、まず1点、最初に質問したいのは、さっきの上村委員の質問にもありましたけど、現在は給食費の決算報告というのはどのようにされているんでしょうかね。それをまずお尋ねしたいと思います。現在の1年間の決算報告、保護者に対してしてあるのか、誰に対してしてあるのか。その給食費の決算報告というのは出されているんでしょうか。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） すみません、ちょっと休憩を。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後2時29分

再開 午後2時44分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど質疑に対して、ちょっと執行部のほうより答弁が変わりますので、倉掛課長、お願いいたします。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） すみません、不確定なことに対して、ちょっと言い切ったようなお話の仕方です。申し訳ございませんでした。

お金の流れ、交付の関係に関しましては、今、学校側と協議をしながら様々ないい方法、合理的な方法をちょっと模索している状態でございますので、そういったものも検討していこうと考えているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今のをもう一回説明を。6,300万円の流れの話ですか、今のは。

○委員長（山本加奈子君） すいません、私が悪かったですね。今のは、国の臨時交付金の物価上昇の分のお金を、執行部の方が先ほど学校に渡すと、人数分で渡すと言っていた話に対して、それが違いました、今検討中ですという答弁に変わりましたということです。

○委員（平嶋正一君） どうするか検討中ということですね。

○委員長（山本加奈子君） はい、検討中ということです。それで、もう一つ、先ほど平

嶋委員の質疑がありました……。

○委員（平嶋正一君） 決算報告はどうするか。

○委員長（山本加奈子君） 決算報告、もともとの給食費ですね。保護者の方から頂いた給食費の決算報告についての質疑のほうをお願いできますか。

倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 決算報告に関しましては、各学校で、PTAの総会などで報告をしていただいて御了解いただいているということでございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 先ほどから幾つかお尋ねして、学校給食は今まで保護者から集めた学校給食というのは全て食材に充てていた。そして今度、補正予算で、今回の食材費の値上がりに対して保護者の負担が増えないようにということで補正を組まれて、そこに市の公会計が入ってくるということになるんですけれども、学校給食費を学校の事務職員の方が集めるとか、未納滞納分を事務職員の方がずっと請求したりすると、学校で管理してあると。そして、その会計さんは学校内で処理してあるというようなことで、そこに公会計が入ってくると。

いろいろお話を伺うと、もう全てこういうのを公会計にまとめたらいんじゃないかなというふうに思うんですよね。これは議会のほうでも以前からそういう御意見が出ていたかと思いますが、学校給食費を公会計に組み入れるということについては、どのように教育委員会はお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 公会計化に関しましては、当然、国のほうからのガイドラインも出ておりますけれども、まずはそのガイドラインが出た背景といたしましては、学校の教職員が学校給食の徴収に関わることが本来業務ではないというようなこと、そういった背景もかなりありましたので、他の自治体は学校の教職員が給食の徴収に関わることもあるかと思いますが、筑紫野市に関しては事務職員を中心にですね。今、多くなっているのは口座振替とかしていただいておりますので、そういった形で徴収をしておるということ、それと、先ほども徴収率を御覧いただいておりますけれども、ある一定、やはり徴収率、納めていただいておりますけれども、そういったものをいろいろ見ながら、県内の他の自治体の動向も見ながら、今、検証しながら検討している段階でございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 公会計について今後とも検討していただくようお願いしておきたいと思いますが、最後1点だけ、私のほうから。

今回の補正予算の物価対策事業の中で、それをつくった背景に給食の質を維持するということがあったんですけども、念のため参考までにお聞きしたいんですが、1食当たりのカロリーはどのくらいになっているか、最後に教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） こちらは文部科学省のほうで学校給食摂取基準という基準を定めてあります。こちらの基準によりますと、学校給食の対象年齢を4分割しております。6歳から7歳が一つの分類、8歳から9歳が一つの分類、10歳から11歳が一つの分類で、12歳から14歳が一つの分類ですので、小学校の低学年、中学年、高学年と中学生というような区分で分けて設定をしてありますけれども、一番小さい6歳から7歳においては560キロカロリーであったりとか、一番高学年、中学生では850キロカロリーというように、カロリー、たんぱく質、ナトリウム、ビタミン類、食物繊維なども摂取目標を定めてあり、それを目標に給食の献立を作っております。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務報告、令和3年度学校給食残菜率についての説明を執行部からお願いいたします。

倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） こちらも給食残菜率の別紙の資料をお手元にお持ちいただいていると思います。開いていただくと、表が2段書きと、横書きになるんですが、なっております。上の段が、令和2年度の学校給食の残菜を表にしております。下のページが令和3年度の残菜率を示しております。

給食の残菜率の算定の仕方というのが、まず給食を作るときの、私たちは配缶と言っていますけれども、子どもさんたちに食べていただく量を記録して学校に送り出しております。それを分母にして、残菜というのが、学校でのいわゆる食べ残しというもので、返ってきたときに、量、重さを計測しています。それぞれ、表で言いますと、右の四角のとこ

ろに入っていますけども、主食というのは御飯類になります。それとおかずが3品ございますので、おかずの1、おかずの2、おかずの3、それと牛乳というふうに、それぞれ区別をして、率を出しています。

令和3年度、ちょうど黄色いところでございます。黄色いところが、出した分に対しての返ってきたパーセントが3.23%というふうになっております。また、上の段の水色のところになりますけれども、令和2年度が2.61%ということです。

実際には学校の給食時間も、今、新しい生活様式に準じて黙食というようなことで学校給食も進めていただいております。決してこの3.23%が平均値からして、決して高いというわけではございませんけれども、今、黙食の影響も少しずつ出て、ちょっと今増えてきているのかなというような状態でございます。

2ページ以降については、それぞれの学校ごと、種別ごと、おかずごとにグラフと表で記させていただいております。それぞれ残菜率が学校の中で低いところもあれば高いところもあるというような、学校ごとによって成果が違ってまいりますので、そういったところはまだ向上の余地があるのかな、もしくは、この黙食の状況であってもこれ以上下げないようないろいろな取組を今後やっていきたいと考えております。

最後に、この残菜率の報告でございますけれども、こちらのほうは第六次総合計画の中で、学校教育の充実の一つの基本事業、健やかな体の育成という中の成果指標にさせていただいております。数値目標を掲げてやっておりますので、毎年この常任委員会で報告をさせていただいているという経過になっております。

説明は以上になります。

○委員長（山本加奈子君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

私のほうから1点。この間ニュースを見ていましたら、福岡市のほうが黙食を少し検討してみようかというようなニュースが出たんですけれども、そういう動きというのは今、国から何かあったりしていますでしょうか。黙食をちょっと少しずつ緩めると。

倉掛課長。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） 確かに報道で、福岡市のほうがそういうのを評価をして見直しをするというような報道がありましたけれども、私たちも国のほうの動向は常に注視はしておりますが、今のところ、そういった通知なり、お知らせなりというのが今の段階では来てないというのが事実でございます。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

では、質疑を打切ります。ありがとうございました。

○学校給食課長（倉掛伸夫君） ありがとうございました。

執行部入替えのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 2 時54分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和3年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和4年度筑紫野市教育振興基本計画について、執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が教育政策課に変わりましたので、出席しております職員を紹介させます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いいたします。

吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 教育政策課長の吉開でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長の山内と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

では、課長お願いいたします。吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 令和3年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和4年度筑紫野市教育振興基本計画を作成しましたので御報告いたします。

初めに、令和3年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書の概要を御説明いたします。黄色の表紙のものでございます。

1 ページに報告書作成の根拠を載せております。1、はじめにのところでございます。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、

教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し公表するものとされており、これに基づき作成をしております。

1 ページの下段から 3 ページに、教育委員会の活動状況を載せております。

4 ページに、この報告書の構成を記載しております。上から、基本事業名、めざす姿、目標のあるべき姿、主な取組、具体的な取組、実績、成果課題、担当課の順で、5 ページ以降は、この順番で記載しております。

また、市全体の最上位の計画である第六次筑紫野市総合計画に掲げられている政策の政策 3 「生活を守る」及び政策 5 「未来をつくる」の施策の中から教育に係るものを教育の基本目標としており、目標が 1 から 7 までございます。そして、1 から 7 の目標ごとにそれぞれの所管課が作成し、令和 3 年度、昨年度の具体的な取組状況などを 5 ページから 47 ページまで記載しております。

また、点検・評価を行うに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項において、その客観性を確保する観点から、教育に関する識見者の知見の活用を図るものとするとしております。したがって、48 ページからは、学識経験者として、筑紫女学園大学実習支援センターの井口司先生からの御意見を頂戴しております。それぞれの目標ごとに御意見をいただいておりますので、一読いただければと思います。

教育委員会としましても、井口先生からの御意見を今後の取組に生かしながら、教育行政の推進にしっかりと取り組んでまいります。

なお、この令和 3 年度の点検・評価報告書につきましては、教育委員会に諮り、可決されましたことを御報告いたします。

続きまして、令和 4 年度筑紫野市教育振興基本計画を作成しましたので、御報告いたします。桃色の表紙のほうでございます。概要を御説明いたします。

2 枚めくっていただきまして、1 ページを御覧ください。こちらの枠で囲っているところ、参考、教育基本法（抜粋）の中で、2 項に下線を引いておりますが、教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項で、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められており、これに基づき作成したものでございます。

2 ページに記載しておりますように、本計画は市全体の最上位の計画であります第六次

筑紫野市総合計画に掲げられている政策の政策3「生活をまもる」及び政策5「未来をつくる」の施策の基本計画の中から教育に係るものを教育の基本目標としており、今年度の主な取組について毎年度作成しているものでございます。

なお、この教育振興基本計画に記載した取組の実施状況を、先に御説明させていただきました点検・評価報告書で翌年度に報告することとしております。

筑紫野市の教育の七つの基本目標ごとに、4ページから32ページまで、現状、課題、今年度の主な取組及び具体的な取組をそれぞれの所管課で記載しております。

この令和4年度教育振興基本計画は、教育委員会に諮り、可決されましたので、この計画に基づき、しっかりと今年度の事業に取り組んでいく予定でございます。

以上、報告でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） どこで聞けばいいかなと思ったんだけど、議会報告会の中で、市民の方々の御意見の中で、高年大学をもうやめるということになっているんだけど、いいことだからやめないでくださいというのが来ていたんですよ。それをやめてしまうというのが事実かどうかも含めて、ここであなたに聞けばいいのか、どこに聞けばいいのか。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 今のお尋ねについては、所管課のほうでお尋ねいただきましたら、そちらのほうで御説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（上村和男君） 所管課は生涯学習課か。

○教育政策課長（吉開和子君） 生涯学習課でございます。

○委員（上村和男君） そしたら、この件は部長に聞いとけばいいのか。部長のことだから知っているだろう。こんな大事なことは、やめるとか、やめないという話は部長が知っているだろうからね。私は聞いておりませんと言ったほうがいい……。

○委員長（山本加奈子君） 長澤部長お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、上村委員から質問がありました内容については、高年大学の今後の在り方について検討している段階でございます。もう高年大学をやめるといような方向性での検討ではございません。そういったところで、またいろんな意見を取り入れながら検討していきたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（山本加奈子君） それでは、ほかにないですかね。

できればもう所管課に聞いていただければ、お答えを……。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） どうしても気になってしょうがないんですけど、2ページ、3ページに教育委員会の付議事項というのが、この評価報告書の中にあるんです。この中に、ずっと議案名は出ているんですけども、教育長報告というのが3回あるんですよ。全部教育長報告じゃないかなと思って見ているんですけども、教育長報告って何ですかね。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 教育長報告につきましては、県の教育長会議とか管内教育長会議がございますので、そちらの中身の報告等が主なものになっております。

○委員長（山本加奈子君） よく分かりました。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時03分

再開 午後3時05分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、市立小中学校の教諭等の配置状況について、執行部から報告をお願いします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に替わりましたので、出席しております職員を紹介させます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） こんにちは。学校教育課の高木と申します。よろしく

お願いします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校教育課学校教育担当の城塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いします。

○教育指導担当係長（石川純快君） 学校教育課教育指導担当の石川です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いいたします。

では、高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、小中学校の教諭等の配置状況について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、資料の1ページ目をお開きいただけますでしょうか。

市立小中学校の教諭等の配置状況について、まず表の見方でございますが、左から順に、学校名、学級数、教員の配当定数、教員の実際の配置数、その実際の配置数の中に含まれる講師の方の人数、それから、一番右端の欄は欠員数となっております。令和4年6月6日現在で、小中学校合わせて12名の欠員が生じている状況となっております。欠員の理由としましては、育児休暇や病気休暇などの欠員に対して代替教員の配置ができていないというものでございます。代替教員の配置については県に要望を行っているところでございます。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

今、報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） これはお願いなんですけど、次回からこういう資料を出してきたときには、支援学級の支援員さんの数も入れてほしいんですけど。特別支援学級のですね。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。（「あれやったらもらってもいいんじゃないですか、支援員は後から」と呼ぶ者あり）

○委員（阿部靖男君） それでもいい、後から出してもらっても結構です。

○委員長（山本加奈子君） そうですね、今の資料を後でいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 表の一番下に、短時間再任用教員を含むというふうになっておりますので、各学校ごとの短時間再任用教員の数を教えてください。

○委員長（山本加奈子君） では、城塚係長、お願いします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 再任用教員の人数ですけれども、二日市小学校が4名、二日市東小学校が2名、筑紫小学校が2名、原田小学校が2名、筑紫東小学校が2名、最後に筑紫野南中学校が1名の計13名となっております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、短時間再任用教員の数を教えていただきましたけれども、この方々の先生の考え方は、週3日ということになっているようですので、2人で正規の職員の1名分というふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） そのようにカウントしております。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 欠員が生じているので、県にちゃんと先生を配置してくださいと言っていますというお話でしたけど、答えは駄目ですというんですか、それとも、いつまでにやりますとか言っているのか。差し当たって筑紫野市で、臨時財政対策債をやるように、自分のところでどこからか賄っておきなさいという、金だけは出しますというような話があるのか。そういう相談とかあっていますか、何か。何もなければちょっと教育委員会にちゃんと話に行ったほうがいいんじゃないかなと思っているんですけど。教育長に頑張るように言っただけませんか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 教育長のほうも、教育事務所管内で、どこもやはり同じような状況にありますので、配置については強くお話をさせていただいている状況です。

それから、市のほうでやっている取組、県に要望するだけじゃなくてというようなことでもいいでしょうか。市のほうでも教員の経験者であるとか、会計年度任用職員の申込みをされている中で教員の免許を持つ人とか、そういった方がいれば、探して電話でお願いしたりとか、そういったことは行っております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 欠員数の関連ですけれども、先ほど課長は、育児休暇とか休業をなさっている職員もいらっしゃるということだったと思うんですけど、そもそもが福岡県内で、県職員、教職員の成り手不足も関係しているんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 県だけではなくて、全国的にやはり教員の成り手不足、教員が不足しているという状況があります。そういったところもあるので、もっと上のほうに働きかけができればと思います。市のほうでも市長会を通じてとか、そういったので要望は出しております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） その成り手不足の背景には、教職員の負担だとかそういったものも考えられていて、最近ですと国のほうもスポーツ庁の有識者会議が行われて、少しでも軽減するように、例えば部活指導、負担が問題になっている教員に対してというような提言書をまとめられていたりするんですけども、今後、各自治体においてもそういった方向性とかも示していかないといけないのかなと思うんですが、現状、今、筑紫野市の中で何か取り組む予定などがあれば教えていただけたらと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、働き方改革のほうでよろしいですかね。働き方改革の側面と言いますと、教員の勤務時間をしっかり把握できるように、勤怠管理システムの時間を入れてもらっていたりすると、学校閉庁日を設定しています。それから、管理職等へも聞き取りを行ったりして、教職員の勤務時間の管理、その辺りは指導しているところです。

それから、先ほど部活動のお話がありましたけれども、教職員のそういう負担の軽減と、持続可能な部活動、そういったものの在り方というのをこれから考えていかないといけない、自治体のほうでも計画を考えていかないといけないというところで、ちょっと国の方針等も今から出てくると思いますので、そういった動向も見ながら考えていきたいと思っています。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑がある方。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） この表を見てまず思うのは、講師の数が74名と欠員が12名ですので合わせて86名、この86名の方が正式に配置されるべき教員数ではない、欠員になっている。欠員じゃないですけど正式の教員ではないということです、これは先ほど前田委員もおっしゃったように、教員の成り手不足などが原因ではないかと思うんですけども。

一つ確認ですけども、講師の74名の中で、クラス担任を持ってある方なんかはいらっしゃいますか、それを1点確認したいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） クラス担任も持っています。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） それと欠員が12名いらっしゃるということですけども、これの補充について市独自で検討、努力されていることを教えていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 先ほど、少し市の取組も申し上げたと思うんですけど、教員の経験者であるとか、会計年度任用職員の中で教員免許を持っている方に連絡してお願いするとか、そういったことと併せて、ホームページでも講師の募集をしたりとか、あとは退職された教職員の方のリストを作って、その方に講師の登録をお願いする、そういったようなことで、どなたか来ていただけないかということはやっております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ありがとうございます。

少し具体的に教えていただきたいんですけども、今、退職された教員の方のリストを作成して働きかけを行っているということですが、ここ3年間ぐらいで、何人ぐらい退職されて、そのうち講師で採用されているのは何人ぐらいになるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 過去3年間ということですので、令和3年度はまだ調査ができておりませんが、平成30年度から遡って御報告させていただきます。

平成30年度が退職者数が19名、そのうち7名を講師として任用させていただいております。令和元年度が退職者23名のうち12名、令和2年度が退職者11名のうち5名となっております。

ります。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 市だけの問題でないと思いますので、皆さんで乗り越えていきたいと思います。

では引き続き、所管事務調査、各学校のICT教育における取組状況について、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、資料の2ページ目をお開きください。各学校のICT教育における取組状況についてです。

こちらは各学校のタブレット端末の利用状況を令和4年2月に調査して、そして活用頻度について集計を行った表になります。1週間当たり何こま程度活用しているかという数字になっておりますが、①が学校別の平均こま数、②のほうは学年別の平均こま数を表にしたものです。

本年3月の常任委員会において、筑紫野市小中学校ICT活用推進計画というものを配りして御報告したと思います。これに年度ごとのICT活用目標を掲げております。令和3年度の目標は、各学校の年間指導計画及び各教科における指導計画において定めるものとしていますが、推進計画においては、活用頻度を全学年、小学校1年から中学校3年まで、各クラス1日1回から2回以上活用するとしておりました。この目標に達するのは、この1の表を見ますと、筑紫東小学校9.33こま、それから筑紫野中学校6こまとなっておりますが、昨年度はコロナの感染状況もありまして、学校ではその感染対策をちょっと優先しなければならないという状況もありました。

資料のほうには書いてないですけども、口頭で今から説明しますが、ICTの活用内容は、授業の中では各教科で学習支援アプリのロイロノートというのを使ったり、ワード、エクセル、パワーポイント、そのほか、デジタルドリル、こういったものを活用しております。例えば理科だったら、植物の観察記録をロイロノートというのを使って、写真を撮って、子どもたちが提出箱というところに全部データを入れます。そしたら、教師がその中でモデルになるものを子どもたちに配信して共有して見るというような、そういった活用事例があります。また、授業時間以外では、児童のアンケート、朝の学習、係活動での

調べ物、中学校では生徒会選挙での投票を行った学校もあるというふうに聞いております。

今年度については、筑紫野市小中学校ICT活用推進計画を具現化するために、令和4年度筑紫野市GIGAスクール実施計画というものを策定しましたので、これに基づいて取組を進めてまいります。

ICT担当の指導主事を中心に、ICT端末を活用した授業づくりの具体化を図ること、また、情報モラルに関する指導の充実を図ること、これを目的にGIGAスクール推進研修会を開催していきます。既に5月31日に第1回の研修会を開催して、その中では、校務分掌にICT活用教育を位置づけていくことや、中学校ブロックごとに小中学校で連携していくこと、こういったことを確認しております。

また、ICTに関する知識と技能にたけている教職員によるICT活用ST委員会というものを立ち上げておまして、ICT活用教育を行う上での課題を解決していくための検討を行っていきます。こちらも5月18日に第1回の委員会を開催したところです。こういったように担当者とST委員会、そういったので検討した内容を定例校長会の中でも周知をしていくことで、市内の小中学校で共通認識を図っていくようにしております。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。すごいですね。

今の説明を受けまして質疑のある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） できたらそういったのを。今、頂いている資料ですと、活用頻度といいますか、触ったという情報しかないの。せっかくいいこともおっしゃっていたので何か資料を頂ければ、非常に分かりやすいんですけども。

○委員長（山本加奈子君） そうですね、何か今、GIGA実施計画を策定したとおっしゃっていたので、ちょっとそれが欲しいなと思ったんですけども、提出していただくことは大丈夫でしょうか。

○学校教育課長（高木美智子君） はい、大丈夫です。

○委員長（山本加奈子君） それは提出をお願いしたいと思います。

ほか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） ICT支援員の活用についてですけども、私がちょっとお尋ねしたときは1名配置しているという報告を受けました。予算上は2名配置して対応していくということなんですけど、現状は、今どのようになっていますか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今おっしゃったようにICT担当の指導主事が1名支援員ということでおります。あとは職員が2名です。3名の体制で今やっているんですけども、早急に1名追加して体制整備を図りたいと思っていますところです。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） さっきの話でいくと、これは進むなと思ったのは、何かこれは各学校から何人か集まって研究会やって、好きな先生たちを集めてやっていますと。何人ぐらい集まっているんですか、今。

○学校教育課長（高木美智子君） 知識や技能にたけた先生を集めているといった分ですかね。ST委員会というのは、スペシャルティーチャーということだそうです。8人の先生で集まっています。

○委員（上村和男君） 8人、すごいね、スペシャルやな。赤司委員がちょっと見学に行っていていいだろうか。

○委員（赤司泰一君） 何で俺。議事録に残るから言ったらいかん。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） タブレットの活用頻度のこの表ですけども、これ見ると非常に活用している学校と少ない学校というのが一目瞭然なんですけど、これについてはどういふふうにお考えですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 筑紫東小とかになりますと研究指定を受けて少し先に始めたというのがあります。なので、そういったところとか、他の学校でやっている取組のいいものを横に広げていけるように今、各学校のICT担当の先生に集まっています、その会議をやっていく、研修会をやっていくという、そういうので広げていきたいと思っています。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

では、最後の所管事務調査、不登校児童生徒の現状と対策について、執行部から報告を

お願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、3ページ目、不登校児童生徒の現状と対策について御説明いたします。

表のタイトルは、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査よりということになっております。令和3年度から過去5年分の件数を載せております。所管事務調査の案件としては、不登校ということでございましたけれども、この表は暴力といじめも一緒にありますので、併せて件数を報告いたします。

令和3年度の不登校数ですが、小学校が、小計の欄ですけど109人のございました。また、その中で令和3年度に不登校が解消した児童は、小計の括弧書きの部分ですが73名のございます。中学校につきましては、195名で、その中の不登校を解消した生徒は、同じく小計の括弧書き87名となっております。合計で、令和3年度は304名が不登校、そのうち160名は復帰をしているという状況です。

暴力についてですけれども、令和3年度、学校内で、小学校42件、中学校が15件、小中学校合計で57件、学校外ではゼロ件のございます。

いじめのほうは、令和3年度は小学校が423件、中学校は74件となっております。

このような状況を踏まえて、本年度、取組の重点としているのは、不登校を生まない、未然に防ぐという取組です。1学期不登校兆候の児童生徒への早期の取組、それから、小中連携の拡大教育相談委員会等の定期開催、タブレットによる不登校予防診断チェックリストの積極的活用などを進めます。

この不登校予防診断チェックリストは、福岡県教育委員会が進めているものでありますが、児童生徒にタブレットで回答をしてもらったら、先生のほうで児童生徒の個人別の集計結果をすぐ見ることができます。集計表の中で、児童生徒で問題を抱えていそうな部分に赤く色がつくので、早期にその児童生徒の抱えている課題を発見して、支援をしていく。不登校を生まないようにこういったツールの活用を進めております。

こういった取組は、生徒指導担当指導主事を中心として、登校支援員、今まで不登校対策相談員兼指導員と言っていたけれども、登校支援員というふうに名称を今年度から変えて、そういった担当者レベルでの研修会、それから校内一斉の研修会、定例の校長会などを通して、組織的に取り組んでいけるような体制をつくっていております。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ただいま説明を伺いました。

質疑のある方ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 不登校対策、児童生徒の支援体制を構築しているということですが、不登校の児童生徒の保護者に対する支援というものは市で何か取り組まれていますか。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 家庭によっては経済状況が背景になっていたりする場合もございますので、そういったケースにはソーシャルワーカーが介入して、支援、サービスのお話とかの相談をさせていただいております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 経済状況以外の要因もあるかなと思うんですけれども。そのほかの要因は様々だと思うんですが、そういった意味では、ほかの部分に関しては特になんかということよろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 当然経済状況以外にも、医療的な悩みであるとか、保護者の中での人間関係とかの悩みもあるので、そういったものもカウンセラーが相談を受けたり、ソーシャルワーカーが相談を受けたり、対応させていただいております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） このいじめの件数ですね、令和3年度のところに着目すると、例えば二日市東小ですと約100件増加傾向であったり、ほかの学校においても結構急増しているところもあるのかなと。これと不登校の人数、これは全体的に増加傾向にあるんですけれども、この因果関係というか、そういったのはあるんですかね。それとも、何かたまたまこのいじめの件数は、要件の緩和といいますか、把握する実態数がただ単に件数が増えるように取り組まれて増えているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 生徒指導担当の指導主事2名おりますけれども、各学校にいろんな相談をするようにしていますが、それぞれ学校で、どのレベルで報告、件数に上げるかというのが違っていたりしたので、そこをきちんと、こういうレベルできちん

と上げていきましょうよというような。つまり、早期発見をしないといけないので、そういう認知率を上げていく、そういったことで指導して行って、細かなことでも上げていっているのです、ちょっと件数が令和3年度は増えているような状況になっています。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 私がちょっと懸念したのは、いじめの件数が増えていることによって不登校に流れる児童生徒も増えているのかなと、ちょっとこの数字を見ると思ってしまったんですけども、その点は要因としては考えられるのか。

あと、すいません、追加で、今タブレットが児童1人1台にわたって、例えばSNSのいじめだとか、そういったものも件数が増えている要因になっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 中にはいじめが原因で、友人関係がということで不登校になっている事例も確かにございますが、上がっている多くは、少し肩をたたかれたとか、ちょっと押されたとか、そういったささいなトラブルもいじめの認知件数として上げておりますので。法に基づくとそこまで上げないといけないので、その結果で、全てが不登校ということにつながっているというふうには捉えておりません。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、肩をたたくとかという説明がございましたけども、この真ん中の暴力となると……。この件数といじめというのは併用した人数になっているという認識でよろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） いじめと暴力はダブルカウントするようになっておりますので、ちょっとたたかれたという案件は、いじめにも上がるし、暴力にも上がるということです。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑は。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の暴力のところの関連ですけども、これは学校内と学校外が分かれています、学校外の把握はどのようにされているんですか。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 今は、その関係児童生徒からの相談報告とその保護

者等からの相談報告になりますが、ケースによっては近隣住民からの情報提供等もごさいます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 私からも一ついいですか。

令和3年10月6日の不登校に関する調査研究協力会議資料というのがあって、その中に不登校児童生徒の支援施策というのがまとめられていまして、不登校から、それが解決して登校できるようになるのがベストだとは思いますが、国の指針として今、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があるとか、必ずしも学校に出てくることを最終目標にしなくても大丈夫というように国の指針が変わってきています。

その中で、この不登校生徒の中で、かなり長い年数学校に登校できてない子どもたちに対して、勉強するという教育を確保するというのは非常に大事なことだと思うんですけども、その辺は、国が自宅においても学習活動ができるようにもできますよというような支援策があるんですけども、その辺は市の教育委員会としては、今後、大事なことじゃないかと思うんですけども、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 本市でも昨年度からタブレットを1人1台導入させていただいておりますので、不登校の子についてはそのタブレットを自宅を使ってオンラインによる支援等を可能な範囲で、学校の先生方の過度な負担にならないような程度ではございますが、そういったタブレットを活用した支援ができればというふうに考えております。

○委員長（山本加奈子君） ということは、不登校の子は自宅にタブレットは持って帰ることができているということよろしいですか。

石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 当然、保護者との話合いの上でとなりますが、持ち帰りというのは認めております。

○委員長（山本加奈子君） はい、分かりました。

ほかに質疑がある方。

副委員長。

○副委員長（城 健二君） すいません、いじめについてですが、先ほどもちょっと話が

出ていたんだけど、二日市東小学校は非常に149と他校に比べて多いわけですよ。これは人数的なものかなと思ったら、筑紫小学校なんかも同じような人数の中で28人という結果になっていると。さっきの中で、肩を押された、これもいじめと捉えると。逆にこの辺の基準というのは、しっかりした基準というのはできてないんですかね。だから、例えばこの学校では肩を押されたのはいじめと取る、こっちのほうは肩を押されたくらいではいじめに取らないという感じの中で、こういうばらばらした結果になっているんじゃないかと思うんですよ。その辺が……。やっぱり学校としては、なるべくいじめというのは件数は低めに発表したいという考えがあると思うんですよ。そのきちんとした基準を。これは絶対に報告と。

そして、あともう一つ、このいじめの数の把握はどうやって。いわゆるアンケートとか、いじめられた方からの報告とか、あと家からとか、いろいろあるかと思うんですけど。まず、そういうアンケートとかでやっているんですかね。アンケートだったら、例えば、いじめのほうに。いじめるほうは絶対いじめたとかは絶対言わないでしょうし。

基準というのをしっかり作ってあるのかなというところをもう一回お聞きしたいし、もしなければ、その辺の基準をしっかりと決めて、学校で統一させたほうがいいんじゃないかと思しますので、お願いします。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 御指摘いただいたように件数に学校間の差があるのが大きな課題だと教育委員会も捉えております。そのため、先ほど課長が申しましたように、程度をレベル化して、1から5ぐらいのレベルで程度を示して、それに基づいて、学校から教育委員会に報告するように指示しておりますが、そこがなかなか担任レベルまでの浸透がまだまだかなと思っていますので、そこを今後しっかりしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに。

上村委員。

○委員（上村和男君） 実態を把握するとか、しないというような話も、それに対する、なったときの対応策というのはどんなふうになっているのかがとても気になります。いじめ問題とかに取り組んでいると、発見する人数は多いんです。ちゃんと取り組んでいるから多いという。ちゃんと取り組んでいないから少ないというときもあります。だから、多

いところはどういう対策を取っているのか。そこのところが分かれば教えていただければ、そしたら、こういうふうにして、今は取り組んでいるから事件が増えているけど、取り組んでいるんだとなりますので、ちょっと教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 日頃から児童生徒の人間関係が悪くならないように、特に筑紫野市の人権スローガンでもあります「自分が人からされたり、言われたりして、いやなことは、自分は人にしない、言わない」を念頭に、そういった考え、行動ができるような子どもたちを育てていくことを目標としております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を終わります。ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3 時39分